

第三章

「各部の運営方針と 目標」の達成状況

平成 25 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 子ども政策部
- 7 都市整備部
- 8 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 25 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

企画部の「運営方針と目標」の達成状況

企画経営課 財政課 秘書広報課 情報推進課 都市再生推進本部事務局

企画部長兼都市再生担当部長	河野 康之
企画部調整担当部長	内田 治
企画部行財政改革担当部長	土屋 宏
企画部三鷹ネットワーク大学担当部長	山口 亮三

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営をめざした自治体経営の確立を図ります。

◇開かれた行政をめざして市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して市内の効果的な政策形成への支援を図ります。

◇地域情報化の推進に取り組むとともに、市内情報の適切なマネジメントを確立します。

◇公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課、情報推進課及び都市再生推進本部事務局の5課で構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政（予算・決算）、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩総合調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

- ・企画部職員 44人
- ・職員比率（正規職員） 企画部 44人 / 市職員 1,007人 職員比率 約 4.4%

予算規模

- ・平成25年度企画部予算額
 - 一般会計 12,193,819,000円
 - そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費
 - 一般会計 3,515,304,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇第4次三鷹市基本計画等の着実な推進

持続可能な未来に向けて「三鷹市の価値」をさらに高め、第4次基本計画の積極的かつ着実な推進を図るため、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」と「緊急プロジェクト」である「危機管理」の3つを重点施策として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、企画部の所管する「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」に基づく男女平等参画社会の実現に向けた取り組み及び「地域情報プラン2022」に基づくICTの利活用についての取り組みを推進します。

◇徹底した行財政改革による「持続可能な自治体経営の創造」に向けた取り組み

将来的にはこれまでのような人口増加による税収増が見込めないことから、「低成長時代」における緊縮財政を常に想定し、厳しい財政状況においても、財政の健全性を維持しつつ確かな市政運営を行うことが求められています。このため、「行財政改革アクションプラン2022」で主要な取り組みとして位置づけた「事務事業総点検運動」及び「公共施設総点検運動」を積極的に展開し、選択と集中による「施策の重点化」と「行政のスリム化」を図ります。

また、平成22年度より取り組んできた「事務事業総点検運動」を継続し、その運動を踏まえた新たな行政評価手法に基づく事業見直し及びこれと連動した予算編成を行うとともに、細かな配慮と創意工夫によって経費をかけずに市民満足度を高める「ゼロアップ創造予算」を推進するなど、「持続可能な自治体経営」の確立に向け取り組みます。

◇新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の推進と都市再生の取り組み

第4次基本計画の最重点プロジェクトである「都市再生」の取り組みとして、その中核事業である「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業」について、平成24年度に完了した実施設計をもとに施設の建設工事に着手します。平成24年度から進めている管理運営計画の検討については、継続して効率的・効果的な管理運営体制の構築をめざします。

また、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効な活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

市内の大規模土地利用転換については、三鷹のまちの価値をさらに高めるため、「民学産公」の協働による総合的なまちづくりを推進します。

◇基礎自治体としてのセーフティーネット機能の確立

欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性がありつつも、国の経済は緩やかに回復へ向かうことが期待される中、雇用・所得環境の先行き、国・東京都等の動向の的確な把握に努めながら、市民に最も身近な基礎自治体として市民の暮らしを守るセーフティーネット機能の確立を図り、市民及び市にとって必要とされる事業の推進に向けた総合調整を進めます。

◇自治基本条例の定着と協働のまちづくりの推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

◇地方分権の推進と自治基盤の強化

「地域主権改革一括法」(第3次・第4次)の国における動向を注視しつつ、同法(第1次・第2次)に伴う、義務付け・枠付けの見直し、東京都からの事務権限移譲等への適切な対応を図ります。また、自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、地方交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行う一方、自らも行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進め、財政健全化法も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、持続可能な自治体経営の確立、自治基盤の強化に取り組みます。

個別事業とその目標 (個別事業の掲載は、重点課題順になっています。)

1 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備の推進(都市再生推進本部事務局ほか)

■当初計画■

平成24年度に完了した実施設計をもとに、平成28年度の完成をめざし、UR都市機構との連携を図りながら施設の建設工事に着手します。市が直接整備する多機能複合施設については、UR都市機構が市に代わり整備する防災公園との一体的な工事等が必要であることから、UR都市機構と委託契約を締結して整備を進めます。

また、事業計画地の周辺道路(市道第372号線、市道第582号線、市道第226号線)の無電柱化整備については、平成24年度に完了した概略設計をもとに実施設計を行うとともに、整備に着手し、歩行空間のバリアフリー化を図ります。

なお、年次計画に従って、UR都市機構に対し、防災公園の整備事業費の負担金と多機能複合施設の整備委託に対する経費を支出します。

■目標指標■

UR都市機構との連携による施設整備のほか、無電柱化整備を推進します。

◆達成状況◆

平成25年6月にUR都市機構と多機能複合施設の整備に関する委託契約を締結しました。工事単価の上昇などにより他自治体の公共工事で入札不調が相次ぐ中、UR都市機構による契約手続きが順調に進み、予定通り、平成25年10月に施設の建設工事に着手しました。なお、UR都市機構に対しては、防災公園部分の整備に係る経費の一部を負担するとともに、多機能複合施設部分の整備委託に対する経費を支出しました。また、多機能複合施設の整備に対する都補助金を新規財源として獲得しました。

事業敷地周辺道路の無電柱化整備に関しては、北側及び東側道路(市道第372号線及び第582号線)の詳細設計を取りまとめるとともに、西側道路(市道第226号線)の無電柱化工事を実施しました。

平成26年度は、引き続き、安全かつ計画的な施設の建設工事を進めるとともに、無電柱化整備については、北側道路(市道第372号線)の工事にも着手します。また、UR都市機構との連携を維持し、用地取得に向けた取り組みを推進します。

2 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の管理運営計画の策定に向けた取り組み

(都市再生推進本部事務局ほか)

■当初計画■

開設後の新施設において効率的・効果的な施設管理とサービスを提供できるよう、平成23年度に策定した管理運営方針に基づき、管理運営計画の策定に向けた検討を進めます。平成24年度に引き続き、他自治体の類似施設等へのヒアリングや利用団体等との意見交換、庁内関係部署との調整を行います。また、施設に導入を予定している情報通信システム(災害情報システム、健康・体力相談支援システム、施設予約システム)の基本計画を作成します。

なお、施設のランニングコストの抑制に向けた取り組みとして、指定管理者制度の活用等を図

る中で、新施設の管理運営体制のあり方とあわせて、行財政改革の観点から組織の見直しに向けた検討等も進めます。

■目標指標■

管理運営計画の検討を進めるとともに、情報通信システムの基本計画を作成します。

◆達成状況◆

管理運営計画の検討については、新施設に集約する施設間の連携事業の具体化に向けた検討をはじめ、平成 24 年度と同様に庁内関係部署との連携を図りつつ、利用団体等との調整等を継続し、管理運営計画の検討を進めました。情報通信システムについては、災害情報、健康体力相談、施設予約の 3 つのワーキンググループを立ち上げ、先進自治体への視察やシステムのデモを行いながら、システム導入に向けた基本的な方向性を検討し、基本計画を策定しました。

平成 26 年度は、引き続き、利用団体等との調整、庁内関係部署との連携を図りながら、平成 24 年度より進めてきた管理運営計画を策定するとともに、情報通信システム導入に向け、基本計画をもとに調達仕様書等を作成します。

3 市内大規模土地利用転換に伴う総合的なまちづくりの調整（企画経営課ほか）

■当初計画■

市内で長年操業し市政に多大な貢献をしてきた日本無線(株)が、平成 24 年 9 月に三鷹製作所の閉鎖を発表したことを受け、今後大規模な土地利用転換が想定されることから、移転した場合の多様な環境の変化等への対応について、日本無線(株)と協議しつつ検討します。

市内に医学部、保健学部及び附属病院を有する学校法人杏林学園が、平成 28 年 4 月に、保健学部・総合政策学部・外国語学部を有する八王子キャンパスを三鷹に移転する予定となっていることから、新キャンパス周辺の環境整備及び教員や学生などによる地域貢献等について、連絡会及び作業部会等を設置・開催し、総合的なまちづくりを検討します。

■目標指標■

日本無線(株)と継続的な協議をしつつ諸課題について検討します。また、杏林学園との連絡会の開催及び個別の課題に対する作業部会を設置し、新キャンパス移転に伴う交通環境や地域貢献等について検討します。

◆達成状況◆

日本無線(株)については、6 月に連絡会に関する覚書を締結後、連絡会を 5 回開催し、日本無線(株)三鷹製作所移転後の土地利用転換等について意見交換・協議を行いました。その結果、三鷹市のまちづくりに資する土地利用の基本的な方針を示した「日本無線株式会社と三鷹市とのまちづくりに関する協力協定」を 3 月に締結しました。

杏林学園については、井の頭キャンパスへの移転に向け、連絡会及び 2 つの作業部会（交通・周辺環境作業部会、地域貢献部会）を設置し、キャンパス周辺の交通環境や杏林大学とのさらなる協働による連携事業の検討・協議を行いました。また、9 月に杏林大学と三鷹市・三鷹市教育委員会との間で「杏林大学と三鷹市との包括的な連携に関する協定」を締結し、多岐に渡る分野において、さらなる協働の推進を図ることとしました。

4 ICT 街づくり事業の推進等地域情報化プラン 2022 の推進（情報推進課）

■当初計画■

地域情報化プラン 2022 に基づき、地域と行政の課題を解決する手段としての ICT 利活用について、引き続き検討を行います。その際、情報セキュリティの確保及びプライバシー保護に最大限留意するとともに、民学産公の協働による取り組みを推進し、誰もが利用可能な ICT の社会の実現をめざします。

平成 25 年度は、国の ICT 利活用に関する実証実験等の財政支援策を活用すべく検討を進め、

事業展開を図ります。実施にあたっては、地域情報化推進協議会を中心とした民学産公の協働による取り組みを進めます。

社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）については、法の成立を受けて庁内プロジェクト・チームを設置し、導入の影響などの調査・検討を進めます。

■目標指標■

地域情報化プラン 2022 に基づき新たなICT施策を推進します。また、番号制度について調査・検討を進めます。

◆達成状況◆

総務省事業「ICT街づくり推進事業」では、(株)まちづくり三鷹を受託者として事業契約を行い、平成24年度に構築した4つのシステムのうち、情報伝達制御システムの機能拡張を行うとともに、新たに買物支援、多職種連携（※1）、情報収集意志決定支援に係るシステムを構築し、帰宅困難者支援の拡充として井の頭公園駅・三鷹台駅の駅前Wi-Fi設備を整備しました。

番号制度については、庁内プロジェクト・チームを設置し、平成28年1月の制度開始に向け、「三鷹市職員のための番号制度ハンドブック（導入編）」を作成して制度の周知を図るとともに、番号法（※2）別表に該当する市事業把握等に向けた全庁への影響調査、既存システムの改修準備として作業内容の確認を行いました。

さらに、中高生国際Rubyプログラミングコンテスト2013 in Mitakaを民学産公の実行委員会方式で実施しました。

平成26年度以降の事業推進に当たっては、庁内の三鷹市地域情報化プラン推進会議に加え、地域情報化推進協議会を中心とした民学産公の協働により事業に取り組みます。番号制度については、引き続き庁内プロジェクト・チームにおいて、今年度整理した課題について検討し、円滑な導入に向けた準備を進めていきます。

※1：在宅の要支援者に係る医師、看護師、ヘルパー及びケアマネージャー等、多職種の専門家間での訪問記録等の情報を共有する仕組み。

※2：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

5 行財政改革の推進（組織改正の検討及び対話による創造的事業改革手法の取り組みなど）

（企画経営課、財政課）

■■当初計画■■

平成28年度の完成をめざす新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業が本格化し、東京外かく環状道路中央ジャンクション周辺地域のまちづくりや三鷹駅前再開発事業の進捗が見込まれるなど、都市再生の取り組みが進んでいます。また、国においては、番号制度や子ども・子育て支援新制度の導入が予定されています。こうした都市再生の取り組みや社会制度の導入を市民サービスの向上に的確につなげるため、組織改正について検討します。

低成長時代における厳しい財政状況においても、財政の健全性ときめ細かいサービスの提供を両立するため、平成22年度から取り組んできた「事務事業総点検運動」を継続し、その成果を発展的に継承する新たな行政評価の取り組みである「対話による創造的事業改革手法」の試行に伴い、事業改善提案による事業見直しを実施します。また、経費をかけずに成果や市民満足度を高める「ゼロアップ創造予算」の推進や新たな行政評価の取り組みと予算編成とのさらなる連動を図ります。

■目標指標■

組織改正案を検討します。また、対話による創造的事業改革手法を試行する中で、事業改善提案による事業見直しを実施するとともに、新たな行政評価の取り組みと予算編成とのさらなる連動を図ります。

◆達成状況◆

組織改正については、平成 25 年 12 月に組織条例を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から障がい者支援課を新設、安全安心課を総務部へ移管しました。また、都市再生推進本部事務局の強化や子ども子育て支援新制度に向けた体制整備など、市の重点課題に対応する組織改正を行いました。引き続き、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備や市民生活に影響を与える国の制度改正等を見据え組織改正を検討します。

「対話による創造的事業改革手法」の試行にあたっては、評価表を改訂するなど行政評価制度を拡充するとともに、経常事業を中心に主管課と企画・財政部門の対話を通じた事業見直し等の取り組みを進めました。また、事務事業総点検運動を継続し、「ゼロアップ創造予算」等を含め 89 事業を見直し、約 2 億 4 千万円の経費削減を図りました。

6 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づく男女平等参画の推進（企画経営課）

■当初計画■

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づき、各種啓発事業の実施などにより、男女平等意識の醸成に努めます。ワーク・ライフ・バランスの推進では、市民が企画・運営に参加する「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座（仮称）」を実施するなどさらなる推進を図ります。女性センター機能の拡充に関しては、女性交流室のさらなる活用と市役所第 2 庁舎 1 階執務室の環境等の整備を引き続き進めます。

計画の推進にあたっては、進捗状況の把握や検証を十分に行い、男女平等参画審議会での意見を踏まえるとともに、関連施策の実施主体である庁内関係各課と連携して進めます。

■目標指標■

男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 に基づき、各種啓発事業の実施により、男女平等意識の醸成を図ります。

◆達成状況◆

ワーク・ライフ・バランスの推進について、新たな市民との協働の取り組みとして「ワーク・ライフ・バランスのための民学産公協働講座」を実施しました。女性センター機能の拡充については、市役所第 2 庁舎 1 階執務室に「男女平等参画情報提供コーナー」を開設するとともに、女性交流室の登録団体連絡会を開催するなどさらなる活性化に向けた取り組みを進めました。この他、「男女平等参画講座」や「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」の開催、啓発誌「コーヒー入れて！」の発行と電子書籍化等により、意識の醸成を図りました。

7 非核・平和施策の推進（企画経営課）

■当初計画■

関連団体との協働により平和関連事業を実施します。5 月の憲法を記念する市民のつどい、8 月の平和強調月間での事業（戦没者追悼式並びに平和祈念式典、平和展等）のほか、3 月には、東京都との共催による東京空襲資料展（「ゼロアップ創造予算」該当事業）、戦跡フィールドワーク等を集中して実施することでより効果的な事業となるように進めていきます。こうした取り組みを通じて、戦争などの直接的暴力がないだけでなく、環境、経済的格差などの問題を含めた積極的平和の視点に立った平和意識の醸成を図ります。また、戦争体験の記憶の風化が課題となっていることを踏まえ、これまでの取り組みに加えて、関係団体等の協力を得ながら、市民の戦争体験談を記録し、保存していくアーカイブ化事業に取り組みます。

この他、子どもの人権尊重の観点から、子ども自身が暴力から身を守るための教育プログラム（CAP ワークショップ）の普及・啓発に取り組むなど、人権意識の総合的啓発を推進します。

■目標指標■

平和推進関連事業の参加者数の増加をめざします。

◆達成状況◆

憲法を記念する市民のつどいや平和のつどいを関連団体との協働で実施しました。3月には東京都との共催による東京空襲資料展、戦跡を訪ねるフィールドワーク講座、地球市民講座を集中して開催し、平和意識の醸成を図りました。平和推進関連事業の参加者数については、平成24年度に周年イベントとして行った平和カレンダー展の開催がなかった影響を除き、個々の事業では平成24年度より参加者が上回るものもありました。戦争体験談のアーカイブ化に関しては、関係団体の協力も得ながら4人の方の体験談の収録を実施し、一部については、市ホームページに掲載しました。

この他、CAPワークショップについては、小学校4校、一般向け1回を実施し、人権意識の啓発に努めました。

**8 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進及び「みたか太陽系ウォーク」の実施
(企画経営課)**
■当初計画■

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、三鷹ネットワーク大学のさらなる活用に向けた取り組みを推進します。平成25年度は、正会員・賛助会員との協働関係をより充実させ、引き続き、大学、研究機関、事業者との協働による民学産公の取り組みを通じて、地域の活性化と人材の育成を図り、活力に満ちた豊かで安心できる市民生活の実現に努めます。また、平成21年度から継続して開催している「三鷹の森 科学文化祭」(「ゼロ・アップ創造予算」該当事業)については、5回目を迎えることから、みたか太陽系ウォークを中心に、より充実した内容での開催をめざします。

■目標指標■

「三鷹の森 科学文化祭」事業を実施します。

◆達成状況◆

「三鷹の森 科学文化祭」で太陽系ウォークスタンプラリーを実施し、今年度は国立天文台、三鷹ネットワーク大学と三者協定を締結して、国立天文台も共催者として参加しました(参加人数2,104人、参加店舗・施設数195か所)。また、市内の飲食店等5か所でまちなかサイエンスカフェを実施しました。さらに、5回目ということで太陽系ウォークのスタートに先立ち、キックオフ・セレモニーを開催し、市長と天文台長の対談「宇宙の不思議アレ・コレ？」等を行いました。

なお、三鷹ネットワーク大学における年間講座開催数は178件、受講満足度は88.1%となるなど、各事業において概ね当初計画通り実施することができました。今後も受講者獲得に向けた丁寧な情報発信等に取り組んでいきます。

9 オープンソース・ソフトウェアを活用した地域活性化の検討 (企画経営課)
■当初計画■

平成24年度に設置した三鷹まちづくり総合研究所「オープンソース・ソフトウェアを活用した地域活性化に向けた研究会」の報告書(平成25年3月)を踏まえ、研究会を継続し、市内事業者がオープンソース・プログラミング言語Rubyを使用したソフトウェアの開発・保守を継続的に担うなどの地域活性化方策、情報化施策を検討します。生活環境部、教育部との連携をはじめ、関係団体との協働により三鷹市にある地域資源を活用した民学産公の取り組みを進めます。

■目標指標■

プログラミング言語Rubyを活用した地域活性化方策、情報化施策を検討します。

◆達成状況◆

平成24年度に引き続き三鷹まちづくり総合研究所に本研究会を設置し、オープンソース・プロ

グラミング言語 Ruby を活用した地域活性化策について検討を行いました。外部有識者による講演や Ruby を活用した三鷹市行政システムへの導入における課題整理を通して、市内事業者の技術力向上・体制づくり等に関する方策を報告書にまとめました。今後の Ruby システムの開発等における一つの指針となるものとなりました。

10 上連雀分庁舎（仮称）整備に向けた基本プランの作成 （都市再生推進本部事務局ほか）

■ ■ 当初計画 ■ ■

老朽化への対応が必要な第二分庁舎を現在地で建替え、上連雀分庁舎（仮称）として整備するため基本プランを作成します。基本プランの作成にあたっては、庁内関係部署との調整を図るとともに、現在、第二分庁舎を使用しているボランティアセンターの運営主体である社会福祉協議会をはじめとした関係団体等との意見交換を行いながら検討を進めていきます。

■ 目標指標 ■

基本プランを作成します。

◆ 達成状況 ◆

庁内関係部署からなる推進チームを設置し、社会福祉協議会をはじめとする関係団体との意見交換を行いながら、上連雀分庁舎（仮称）の施設整備に向けた検討を重ね、その基本的な方針として「三鷹市上連雀分庁舎（仮称）整備に向けた基本的な考え方」を平成 26 年 2 月に策定しました。

平成 26 年度は、解体に向けた設計を進めるとともに、「基本的な考え方」に基づき基本・実施設計を進める中で、関係団体との丁寧な意見交換を継続しつつ、施設開設後の管理運営のあり方についても検討を重ねていきます。

総務部の「運営方針と目標」の達成状況

政策法務課

職員課

契約管理課

防災課

土地対策課

相談・情報課

総務部長兼危機管理担当部長

馬男木 賢一

総務部調整担当部長

岡本 弘

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成・向上し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。

◇市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。

◇市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。

◇災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。

◇良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

◇透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報課の6課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

・総務部職員 54人

・職員比率（正規職員） 総務部 54人／市職員 1,007人 職員比率 約5.4%

予算規模

・平成25年度総務部予算額

一般会計 13,679,446,000円（人件費9,849,918,000円を含む。）

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 3,719,528,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇政策法務力の充実強化

条例等の立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務力の充実を図ります。

◇職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、優秀な人材を確保し、組織力の維持向上を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康管理の推進に努めます。

◇入札制度等の見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度の継続的な見直しを行います。

◇地域防災力の向上と震災等災害時活動態勢の強化・確保

震災等災害時における緊急対応体制の確立に向けて、防災出前講座の実施や生活支援設備の整備などにより、地域防災力を高めるとともに、事業継続計画〔震災編〕等の改定やオフィス家具の転倒防止対策の実施により、震災等災害時活動態勢の強化・確保を図ります。

◇情報公開条例及び個人情報保護条例の改正に向けた検討

情報公開制度及び個人情報保護制度をさらに適切に運用するため、市における実績や現状、国の動向等を踏まえ、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正に向けた検討を行います。

◇指定管理者制度の検証と改善

指定管理者制度の一層の活用を図るため、指定管理者制度導入の基本方針や運用の基本方針等の検証を行うとともに、関係規則等や基本方針の見直し・改善を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 地域・学校・関係機関が連携した実践的な防災訓練及び協働による地域防災力向上の取り組み（防災課）（「ゼロ・アップ創造予算」該当事業）

■■ 当初計画 ■■

地域及び関係機関に加え、これまで以上に学校の参加協力を得て、総合防災訓練を実施するとともに、三鷹駅周辺を対象とした帰宅困難者対策訓練を実施します。また、積極的な防災出前講座の実施や下連雀六丁目周辺地区を対象とした地域防災力向上モデル地区事業の実施などを通じて、市民の自助と地域の共助による防災力の強化を図ります。

■ 目標指標 ■

三鷹市総合防災訓練及び帰宅困難者対策訓練、地域防災力向上モデル地区事業（下連雀六丁目周辺地区）を実施します。

◆ 達成状況 ◆

総合防災訓練は、第四中学校をメイン会場として学校やコミュニティ・スクール委員会の協力のもと、中学生が実働する訓練を実施するとともに、地域及び関係機関の協力による参加者体験型訓練を主体に実施しました。帰宅困難者訓練は大雪の影響で情報伝達訓練のみとなりました

が、訓練準備を通じて三鷹駅や駅前周辺施設、商工会や商店会などとの連携が図れ、次回につながる内容でありました。

地域防災力向上モデル地区事業については、下連雀六丁目防災広場の開園に向けた地域との連絡会の実施やオープニングイベントの実施、防災マップ作成に向けたまち歩き事業や本事業の集大成である広報誌作成事業を通じ、地域の防災意識の向上を図ることができました。

また、防災出前講座は当初目標を上回る 42 回開催し、市民の自助と地域の共助の強化を図りました。

2 指定管理者制度の検証と改善（政策法務課、契約管理課）

■ 当初計画 ■

平成 18 年 4 月に本格的に導入した指定管理者制度の一層の活用を図るために、指定管理者制度導入の基本方針や運用の基本方針等の検証を行うとともに、これまでの運用状況等も踏まえて、関係規則等や基本方針の見直し・改善を進めます。

■ 目標指標 ■

指定管理者制度の検証と改善を進め、関係規則等や基本方針の見直しを進めます。

◆ 達成状況 ◆

指定管理者選定・評価委員会について、委員に新たに教育長を加えるなど見直しを行い、選定・評価委員会に関する規則及び要綱を改正しました。また、評価対象施設を「重点評価施設」とその他の「一般評価施設」に分けるなど評価方法の効率化・簡素化を図りました。さらに、基本方針の見直しに取り組み、導入・運用の基本方針案を作成して協議を進め、改正方針を平成 26 年 5 月に確定しました。

3 条例等の適切な制定・改正・運用など政策法務力の向上（政策法務課）

■ 当初計画 ■

条例等の立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な政策法務研修の実施により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務力の充実を図ります。また、地方分権による「義務付け・枠付け」の見直し等に的確に対応するために、各部署と協力して必要な条例・規則等の整備を計画的に進めます。

■ 目標指標 ■

政策法務研修の定期的な実施により、政策法務力の向上を図ります。

◆ 達成状況 ◆

「公の施設を巡る諸問題」と「職員が個人責任を問われるとき」をテーマとして政策法務研修を 2 回実施し、政策法務力の向上を図りました。また、文書実務研修を 2 回実施するとともに、文書審査・指導の能力の向上を図る法制執務研修も 2 回実施し、法制執務の知識の習得を図りました。また、地域主権改革一括法（第 3 次）への対応についても関係条例等の改正を行いました。

4 事業継続計画[震災編]等の改定と推進（防災課、契約管理課）

■ 当初計画 ■

震災等災害時活動態勢の強化を図るため、平成 24 年度に改定した地域防災計画に基づき、事業継続計画[震災編]・災害対策本部運営マニュアル・防災ポケットメモを改定します。また、非常時優先業務遂行に必要な執務環境を確保するため、オフィス家具転倒防止対策を実施するとともに、プロジェクト・チームにより事業継続マネジメントシステムについて検討し、事業継続計画[震災編]の推進を図ります。

■ 目標指標 ■

事業継続計画[震災編]等を改定するとともに、オフィス家具転倒防止対策を実施します。

◆達成状況◆

事業継続計画の改定については、各課が作成した非常時優先業務票（通常業務）について見直し及び検証を行いました。今後、応急復旧業務についても一定の見直しを行っていきます。

災害対策本部運営マニュアル及び防災ポケットメモについては、平成 25 年度に実施した「ICT街づくり実証事業」による災害情報システムの構築についても反映させる必要があるため、継続して見直しを進め、平成 26 年度に改訂することとします。

第二庁舎 62 台、第三庁舎 16 台のオフィス家具について転倒防止対策を実施しましたが、本庁舎については平成 26 年度の組織改正後に実施することとしました。

5 人財育成システムの検証と改善（職員課）

■当初計画■

行政ニーズが多様化する中で時代に即した職員を育成するため、平成 15 年度に策定した人財育成基本方針の改定を行います。また、改定後の人財育成基本方針に沿った人事制度・職員研修の検証を行い、改善を図ります。

■目標指標■

人財育成基本方針の改定を行い、人事制度・職員研修の検証と改善を図ります。

◆達成状況◆

改定した人財育成基本方針について、職員研修実施時等に周知を図り、職員の理解を深めるとともに、人事考課制度については、考課対象期間をはじめ 8 項目について見直しを行い、人財育成への活用の充実や、より公平・公正な制度とするほか、職員への説明会を実施し、適正な運用に向けて制度的な整備を図ることができました。

研修推進体制は、研修委員会での検討を踏まえ、次年度以降、職員・職場のニーズに沿った研修を一層実現していくため、職場内研修推進員及び研修委員会を活用した取組を推進していきます。

6 職員定数の見直しと適正配置（職員課）

■当初計画■

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配置を推進します。組織力の継続的な維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、より優秀な人財確保に努めるとともに、職員の知識・経験・技術を継承・活用するため、再任用職員の適正な配置を進めます。

■目標指標■

各部ヒアリングに基づき職員定数の見直しを実施し、適正な職員定数とするとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員等の適正配置を行います。

◆達成状況◆

職員定数については、業務の見直し・委託化等によりさらなる見直しを行いました。北野ハピネスセンター成人部門運営業務及び学校給食調理業務の委託化等により削減するとともに、生活福祉課査察指導員等の増員を図りました。また、採用試験については、専門職試験（栄養士）を実施し、組織における専門性の確保を図りました。さらに、定年退職者を再任用することにより、蓄積された知識・経験・技術を活用した人事配置を行い、組織力の維持向上を図りました。

7 ワーク・ライフ・バランスの推進及び時間外勤務の縮減（職員課）

■当初計画■

職員の時間外勤務の縮減と、職員の健康管理の推進の両面から、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

各課における時間外勤務時間の縮減に向けた目標設定と自主管理を進め、時間外勤務時間の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進します。

また、過重労働による健康障がい防止のため、過重労働対象職員及び所属長に対して産業医との面談を実施するなど、職員の健康管理に努めます。

■目標指標■

時間外勤務時間数を、106,000 時間以内に縮減します。

◆達成状況◆

全庁を挙げて時間外勤務の縮減に向けて取り組むとともに、進行管理の方法については、これまで1年間の振り返りを行っていたものを、四半期ごとの振り返りを行うこととしました。これらの取り組みにより、年度当初に設定した目標時間数 106,000 時間に対して、約 2,000 時間縮減（前年度実績比約 6,000 時間）することができました。

今後も時間外勤務の縮減及び産業医面談を通じた職員の健康管理に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

8 入札制度の継続的な見直し（契約管理課）

■当初計画■

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度の継続的な見直しを行います。

また、地域振興の視点から、入札参加資格を持たない市内事業者への発注のあり方について検討を行います。

■目標指標■

入札制度の継続的な見直しを行うとともに、入札参加資格を持たない市内事業者への発注のあり方について検討を行います。

◆達成状況◆

市内事業者の受注機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、三鷹市小額契約受注希望者登録リストを作成し、平成 26 年 4 月 1 日から運用を開始しました。あわせて、物品購入に係る主管課契約の範囲を、30 万円から 80 万円に引き上げました。

このほか、三鷹市現場代理人常駐義務取扱要領の改正、三鷹市競争入札等審査委員会付議案件の見直しを行いました。

9 情報公開条例及び個人情報保護条例の改正に向けた検討（相談・情報課、情報推進課）

■当初計画■

情報公開制度及び個人情報保護制度をさらに適切に運用するため、本市における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況、国の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、条例改正に向けた検討を行います。

■目標指標■

情報公開制度及び個人情報保護制度の現状と課題を整理し、条例改正に向けた検討を行います。

◆達成状況◆

個人情報保護条例については、社会保障・税に関わる番号制度検討チームが設置する個人情報保護に関するワーキンググループで個人情報保護条例改正案の第一案を作成しました。今後、第一案をたたき台にして、さらに内容の検討を行っていきます。情報公開条例については、法案の検討状況等、国の動向を調査しました。

市民部の「運営方針と目標」の達成状況

市民課 市民税課 資産税課 納税課 保険課

市民部長

佐藤 好哉

市民部調整担当部長

鈴木 伸若

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇窓口での手続きや制度変更に関して、市民への分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、より迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。
- ◇自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税収入の確保に努めます。
- ◇国民健康保険の健全運営と国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

- ・市民部職員 125 人
- ・職員比率（正規職員） 市民部 125 人 / 市職員 1,007 人 職員比率 約 12.4%

予算規模

- ・平成25年度市民部予算額
 - 一般会計 2,415,317,000 円
 - そのうち特別会計への繰出金を除く事業費
 - 一般会計 491,644,000 円
- ・国民健康保険事業特別会計 17,088,937,000 円
- ・後期高齢者医療特別会計 3,447,097,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇窓口サービス等に対する市民満足度の向上に向けた取り組みを引き続き推進するとともに、コンビニ交付等の利用拡大を図ります。また、番号制度の導入にあわせ、窓口サービスの質の向上に向け、事務の効率化等に関する検討を進めます。

◇市の財源の根幹である市税収入の把握と収納率の向上を図ります。

◇国民健康保険財政の健全化と国民健康保険税の収納率の向上を図ります。

◇市債権管理の適正化に向け、組織体制の確立と、条例、規則等の制定に向けた検討を進めます。

◇三鷹市民保養所箱根みたか荘の平成 25 年度末の廃止に向けて、必要な検討と周知及び手続きを進めます。

◇特定健康診査・特定保健指導の適正な実施を図り、目標値に向けた実施率の向上をめざします。

◇これからの市民サービスのあり方について、市政窓口の担うべき役割をはじめ、コミュニティや地域福祉など多様な視点から検討を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 窓口サービスの質の維持向上（部内全課）

■ ■ 当初計画 ■ ■

接遇対応の向上のため職場研修を実施し、より質の高い窓口サービスの提供をめざすとともに、職員の対応に関する市民満足度の検証を行うため、市民満足度調査を実施します。

また、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、コンビニ交付と自動交付機の利用拡大を推進するとともに、番号制度については、導入にあわせて、窓口サービスの質の向上に向け、事務の効率化等に関する検討を進めます。

平成 25 年度から開始する外国人住民への住民基本台帳カードの交付についても適切に実施します。

■ 目標指標 ■

市民満足度 92%以上をめざします。

◆ 達成状況 ◆

平成 25 年度と 26 年度の 2 年をかけて、再任用職員を含む全職員を対象に市民部合同研修を実施することとし、平成 25 年度は約半数の 64 人の職員を対象に行いました。

コンビニ交付及び自動交付機による交付は、前年度交付件数を上回りました。

市民満足度調査も例年どおり実施し、市民満足度 97.2%という結果を得ました。

2 市税収入の把握と収納率の向上（市民税課、資産税課、納税課）

■ ■ 当初計画 ■ ■

厳しい経済状況の中で市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の一層の向上を図り、市税収入の積極的な確保に努めます。

■ 目標指標 ■

市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の一層の確保に努め、予算達成率

(*)100%を目標とします。現年課税分の市税収納率(*)については、98.6%をめざします。

(*)予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100 (*)収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

◆達成状況◆

市税収入の把握にあたっては、各種の統計情報、経済情勢に関する情報などを収集し、よりの確な把握に努めました。本年度の市税収入は、市民税（個人・法人）、固定資産税（土地・償却資産）の増等により、当初予算と比較して10億789万円の増となりました。

効率的・効果的な収納体制の確立を図るため、平成25年7月に納税課と保険課国保納税係との組織統合を行い、新設した納税特別対策係において高額・困難な滞納案件に取り組むなど、市税収納率の向上に努めました。

現年課税分の収納率は、99.0%となり、全体の収納率は96.1%となりました。現年課税分については、平成24年度収納率98.8%（現年課税分）に対し0.2%の増であり、予算達成率は、100.5%となりました。

3 国民健康保険財政の健全化及び国民健康保険税の収納率の向上（保険課、納税課）

■当初計画■

国民健康保険財政の健全運営をめざすとともに、平成25年7月から保険課国保納税係を納税課に統合し、国民健康保険税の収納体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

また、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、その利用を促進するとともに、医療費通知を加入者個人宛てに送付し、医療費に関する意識啓発の取り組みを推進するなど、医療費の適正化に努め、一般会計からの繰入金の削減を図ります。

あわせて国の動向を見極めながら、国民健康保険税負担のあり方について、必要な検討と対応を行います。

■目標指標■

現年課税分の国民健康保険税の収納率(*)については、92.5%をめざします。

(*)収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

◆達成状況◆

国民健康保険税収納業務は、効率的・効果的な収納体制の確立を図るため、平成25年7月に納税課との組織統合を行い、収納窓口の一元化による市民の利便性の向上と収納体制の強化を図りました。現年課税分の収納率は92.2%となりました。

医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知は、計画どおり実施しました。

国民健康保険税については、国の動向に遅れることなく条例改正を行い、平成26年度からの課税限度額の引上げ、低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡充、均等割の引上げを実施することとしました。

4 市債権管理の適正化及び効率的な収納体制の確立（納税課）

■当初計画■

市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納については、平成25年7月から納税課に保険課国保納税係を統合し、収納体制の強化を図るとともに、収納率の向上に努めます。

また、その他の市債権の管理の適正化に向けて、市債権の管理基準に関する条例、規則、要領等の整備について、庁内プロジェクト・チームにより、引き続き具体的な検討を進めます。

■目標指標■

効率的・効果的な収納体制の確立と条例、規則等の制定に向けた検討を進めます。

◆達成状況◆

プロジェクト・チームで提案した納税課と保険課国保納税係の組織統合が平成25年7月1日に実施されることとなり、事前準備、職員研修、統合後の調整等に取り組ましました。

条例（案）及び基本的な債権管理マニュアル（案）の素案の検討に加え、市債権の効率的な収納体制の確立に向けた今後の検討課題についての整理を行いました。

5 三鷹市民保養所箱根みたか荘の廃止に向けた取り組み（市民課）

■当初計画■

平成 25 年度末の施設廃止に向けて、必要な検討と周知及び手続きを進めるとともに、事業継続中の着実な管理運営と良質なサービス提供に努めます。

■目標指標■

平成 25 年度末の廃止に向けて、必要な検討と広報等による周知及び市民保養所条例の廃止の手続きを行います。

◆達成状況◆

平成 25 年度末の廃止に向けて、広報等による周知を行い、9 月議会で市民保養所条例の廃止が可決されました。

事業継続中は円滑に営業を続けるとともに、廃止に係る手続きを箱根町役場等の関係機関に情報提供や相談を行いながら適切に進めました。

6 特定健康診査・特定保健指導の推進（保険課）

■当初計画■

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定した第二期特定健康診査等実施計画を推進します。特定健康診査・特定保健指導を着実に実施するとともに、実施率の向上をめざします。

■目標指標■

特定健康診査の実施率 52%、特定保健指導の実施率 51%をめざします。

◆達成状況◆

特定健康診査実施率は、第二期特定健康診査等実施計画で定めた目標値 52%に対し、実績は 51.4%（平成 26 年 3 月現在速報値）と目標値には届きませんでした。過去最高の実施率となる見込みです（平成 26 年 11 月確定予定）。

特定保健指導実施率は、目標値 51%に対し、ほぼ目標どおりの実施率となる見込みです（平成 26 年 11 月確定予定）。

7 これからの市民サービスのあり方の検討（市民課ほか）

■当初計画■

平成 25 年度当初からの西部市政窓口の窓口業務の民間委託化により、全ての市政窓口の窓口業務が民間委託化されたことを受けて、引き続き市政窓口のさらなる効率的運営を推進します。

また、これからの市民サービスのあり方について、庁内プロジェクト・チームにより、市政窓口の担うべき役割、コミュニティや地域福祉等に関する時代の要請への対応、市政窓口と他の公共施設との連携の可能性など、多様な視点から検討を進めます。

■目標指標■

これからの市民サービスのあり方について、市政窓口の担うべき役割をはじめ、コミュニティや地域福祉など多様な視点から検討を進め、課題を整理します。

◆達成状況◆

平成 25 年度は、窓口サービスをはじめとする市民サービスのあり方について、コミュニティ、地域福祉等に関するニーズへの対応や市政窓口と他の公共施設との連携の可能性など、多様な観点から検討を進めていくため、プロジェクト・チームにより市民を対象としたサービス全般について全庁調査を実施しました。

生活環境部の「運営方針と目標」の達成状況

コミュニティ文化課

環境政策課

ごみ対策課

生活経済課

安全安心課

生活環境部長

清水 富美夫

生活環境部調整担当部長

宇山 正幸

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

◇消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進、⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

・生活環境部職員 50人

・職員比率（正規職員） 生活環境部 50人 / 市職員 1,007人 職員比率 約 5.0%

予算規模

・平成25年度生活環境部予算額

一般会計 3,907,173,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の振興

コミュニティを基調とした防災・環境保全などの市民生活に密接に関わりのある分野の市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティ創造活動を基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを、今年度は具体的な事業（実証事業）を展開することにより進めます。

芸術文化の推進については、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治をはじめとし、山本有三や中田喜直など三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、まち全体が活性化する協働型の芸術文化のまちづくりを推進します。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。環境基本計画 2022 に基づき、持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大に取り組みます。また、事業者を対象としたエコタウン開発奨励制度を創設するなどエネルギーの有効利用を進める地域を創造し、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現に向けた政策を推進します。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等を一層整備していきます。

さらに、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なおみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

◇産業振興と生活者支援の推進

産業振興計画 2022 に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働でSOHO事業者を含めた価値創造都市型産業の振興及び都市農業の環境変化に対応し、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の推進を図るとともに、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、賑わいの創造を推進します。

また、昨今の不安定な景気動向や東日本大震災による景気への影響等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、市民へのセーフティーネット施策の強化として、緊急雇用創出事業の継続実施など、雇用確保や就労支援に努めます。消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に推進します。

◇安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 コミュニティ創生の推進（コミュニティ文化課）〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業〉

■当初計画■

平成 23 年度に設置した「コミュニティ創生検討プロジェクト」は、平成 23、24 年度のコミュニティ創生のあり方に関する調査・研究報告書を作成しました。平成 25 年度はこの成果を踏まえ、プロジェクト・チームとして初めて独自の事業展開を図ります。具体的には、(株)まちづくり三鷹が実施予定の総務省事業「ICT 街づくり推進事業」に主体的に参加し、地域ケアネットワーク事業などの主要事業への ICT 活用可能性の検討と実証的な事業の実施に取り組みます。このことにより、プロジェクト・チーム構成セクション間の実践的連携、主要事業に協働する市民間のしなやかな連携と多層・多元的なネットワークの形成を進め、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現可能性について研究します。

また、平成 25 年度は、各住民協議会が実施するコミュニティ創生に向けた新たな事業に対し、コミュニティ活動事業助成金の既定予算の中で、当該事業を助成する制度の見直しを行い、住民協議会の取り組みについて支援します。

■目標指標■

プロジェクト・チーム版 ICT 街づくり実証事業成果報告書を作成します。

◆達成状況◆

コミュニティ創生検討プロジェクト・チームを再編し、検討会議を 8 回開催し、報告書を取りまとめました。報告書には、ICT 街づくり実証事業成果も記載しています。また、プロジェクト・メンバー及び市関係職員、住民協議会委員を対象に、「共助」のあり方についての講演会を開催しました。

総務省事業である「ICT 街づくり推進事業」については、地域ケアネットワーク等への活用可能性の検討と、買い物支援システムと多職種連携システムの実証的な事業の実施に取り組みました。

また、住民協議会の実施する事業については、三鷹市井の頭地区住民協議会がコミュニティ創生に向けた新たな取り組みとして実施する「多世代交流事業」に対して助成金を交付するなどの支援を行いました。

2 「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究の推進（環境政策課）

■当初計画■

平成 23 年度に三鷹まちづくり総合研究所に設置した「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を受け、平成 24、25 年度の 2 年間で「サステナブル都市三鷹」の実現に向け研究を推進します。

平成 24 年度に行った第一次報告書の内容にさらなる検討を加えて「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の 5 つの視点に基づきサステナブル都市政策の新たな政策の提案や政策策定の手法及び指標を検討し、最終報告を行います。そのために平成 25 年度は、「サステナブル都市政策検討チーム」のメンバーを再編するとともに、ワーキングチームを設置します。

■目標指標■

「サステナブル都市政策検討チーム」を再編し、検討を進め 1 月に最終報告書を作成します。

◆達成状況◆

サステナブル都市政策検討チーム（以下「検討チーム」という。）を再編し、検討会議を 6 回開催しました。また、先進都市視察 2 か所と講演会を 1 回開催し、サステナブル事業検討をさらに深めることができました。

検討会の進行については、平成 26 年度実施事業 1 件と継続検討事業 2 件を提案しました。

なお、報告書については、1 月の予定より遅れたものの、3 月に作成を完了しました。この報

告書の内容を踏まえ、平成 26 年度も引き続き検討を行うため、検討チームを継続することとしました。

3 買物環境の整備及び商店街の維持・振興（生活経済課）

■当初計画■

商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例に基づき、引き続き買物支援と商店街の賑わいづくりのモデル事業を実施します。また、商店会連合会と商工会が実施する市内共通商品券事業への支援を行い、賑わいと交流の場の創出、商店会の組織強化、さらには消費者の利便性の向上を図ることで商店街の活性化を推進します。

■目標指標■

モデル事業の実施地域の増加をめざします。モデル事業の実施を通して、継続可能な事業の仕組みを検討します。市内共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加をめざします。

◆達成状況◆

平成 25 年度は新たに 3 協議会が加わり、10 協議会となりました。各地区の特性に合わせて定期市の開催や宅配サービス PR パンフレットの作成等を行いました。また、新川・中原地域において、宅配・出前に特化した店舗情報を集約し、冊子を作成しました。加えて、総務省事業である「ICT 街づくり推進事業」において買い物支援システムの実証実験に取り組みました。

市内共通商品券事業については、発行総額 1 億 3,970 万円で実施しました。使用率は 99.72% となり、ほぼ全ての商品券が使用されました。また、この事業を契機として、新たに 5 店舗が商工会に加入しました。

4 エコタウン開発奨励制度の創設等のエネルギー施策及び地球温暖化対策の推進（環境政策課）

■当初計画■

平成 23 年度に策定した地球温暖化対策実行計画（第 3 期計画）に掲げる温室効果ガス排出量の削減のため施策を推進します。

エネルギー施策として、市民を対象としたこれまでの「新エネルギー導入助成制度」及び「高効率給湯器導入助成制度」に加え、新たに「太陽熱利用システム導入助成制度」を創設し、再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

また、事業者を対象とした「エコタウン開発奨励制度」を創設することによりエネルギーの有効利用を進める地域を創造し、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現をめざします。

■目標指標■

2 件のエコタウン開発認定をめざすとともに、省エネルギーや新エネルギー等（再生可能エネルギー）の利用拡大を支援し、エネルギーの有効利用と地球温暖化対策を推進します。

◆達成状況◆

地球温暖化対策実行計画（第 3 期計画）に基づく温室効果ガス排出量調査を実施し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成しました。また、この詳細な結果については、ホームページ等で公表しています。

エコタウン開発奨励制度は、2 件のエコタウン認定を行い、創・蓄・省エネ設備を設置した環境配慮型住宅が面的に導入されることになりました。

新エネルギー導入助成金は 9 月（118 件）に、高効率給湯器導入助成金は 7 月（38 件）に予算上限額に達し、申請受付を終了しました。一方で平成 25 年度に開始した、太陽熱利用システムについては 1 件の申請にとどまったため、今後、ホームページや広報みたか及びその他市民への周知方法を検討し、申請件数の増に努めていきます。

5 SOHO集積強化事業及び都市型産業誘致の推進（生活経済課）

■当初計画■

SOHO事業者の集積をより一層推進していくために、SOHO集積強化推進委員会において、引き続き既存施設の有効的な活用方法や、民間事業者による施設整備の促進策など、事業者の集積のための具体的な施策を検討するとともに、施設整備費への助成や、将来インキュベーション・マネージャーとして活躍が期待できる人財の発掘及び育成を行います。加えて、コワーキングスペース「ミタカフェ」を含むコミュニティビジネスサロンの運営やSOHOフェスタへの支援も一体の事業として実施します。

また、都市型産業誘致については三鷹市都市型産業誘致条例に基づき、市内への優良企業の立地を促進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。なお、今後想定される大規模な土地利用転換も見据え、平成24年度に行った「市内製造業事業所の操業継続に向けた現況基礎調査」の結果も踏まえた市内製造業事業者に対する支援策を検討します。あわせて、条例適用外のSOHO事業者等についての立地支援策等についても検討します。さらに、金融機関、不動産事業者などを中心とした、誘致のためのネットワークを強化します。

■目標指標■

推進委員会開催年2～3回、インキュベーション・マネージャー育成2人、コミュニティビジネスサロン利用実績6,000人、SOHOフェスタ来場者数500人、整備支援施設4か所、指定企業及び指定誘致協働事業者の指定各2件をめざします。

◆達成状況◆

SOHO集積強化推進委員会を8月、2月の2回実施しました。

人財育成については、一般財団法人日本立地センターが主催するインキュベーション・マネージャー研修に1人、ビジネス・インキュベーション研修に1人が参加しました。また、コミュニティビジネスサロン（ミタカフェ含む）利用者数は約4,000人、SOHOフェスタ来場者数は約300人でしたが、各事業者の交流の場を持つことができました。

SOHO施設整備については、3件の補助金の申請があり、民間主導による新たな施設の整備が促進されました。

都市型産業誘致については、第1号の指定企業の指定を行うことができました。引き続き、都市型産業誘致、施設整備補助金のPRを行います。

6 牟礼コミュニティ・センター耐震補強の実施（コミュニティ文化課）

■当初計画■

全国に先駆けてコミュニティ再生の拠点として整備されてきたコミュニティ・センターには、自主防災組織の本部が設置され、地域の防災活動の重要な拠点ともなっています。このうち、新耐震基準以前に建設された牟礼コミュニティ・センター（昭和53年築）について、耐震補強工事を行い、災害に強いまちづくりを推進します。平成24年度作成の耐震補強設計に基づき、平成25年度は体育館の耐震補強工事を実施します。

■目標指標■

体育館の耐震補強工事を実施し、11月の工事完了をめざします。

◆達成状況◆

当初の計画どおり平成25年6月から着工し、同年11月上旬に竣工し、11月16日から予定されていたコミュニティまつりも実施することができました。本事業については、工事着手後に予測できなかった体育館内壁の補修などの追加工事がありましたが、概ね当初計画どおり工事が進捗し、予定どおり完了しました。

7 7ごみ発生抑制のための仕組みづくりの検討（ごみ対策課）

■当初計画■

ごみ処理総合計画 2015（改定）に基づき、ごみの減量・資源化と分別の徹底を推進するとともに、みたか 530（ゴミゼロ）プロジェクト・チームでごみの発生抑制に向けた仕組みづくりの検討を進めます。市民・事業者・行政の協働によるごみ減量キャンペーン等を引き続き実施するとともに、ふじみ衛生組合と連携したクリーンプラザふじみの環境学習機能の活用など、積極的な啓発活動に取り組みます。

■目標指標■

ごみの発生抑制に重点をおいた具体的な取り組みについて報告書を作成します。市民参加により、ごみ減量キャンペーン等を 4 回実施するとともに、ごみ処理の現状やリサイクルの流れを広報等でお知らせします。ふじみ衛生組合と連携し、クリーンプラザふじみの施設見学会等を実施します。可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 24 年度比 1 % 減量をめざします。

◆達成状況◆

みたか 530 プロジェクト・チーム会議を開催し、ごみ減量啓発として、レジ袋削減の方法とごみの減量の仕組みづくりの検討を行いました。ごみ減量キャンペーン等は 5 回実施し、ごみ処理の現状やリサイクルの流れを 11 月の広報みたかで公表し、あわせてふじみ衛生組合と連携し、クリーンプラザふじみの施設見学会等を実施しました。

また、レジ袋に関して店舗へのアンケートや店頭調査を実施し、結果をまとめるとともに、市民、事業者、行政で取り組むごみ発生抑制のための仕組みづくりの方向性を示した報告書をまとめ、ごみ減量等推進会議へ提言を行いました。

平成 25 年度のごみ量は、可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 24 年度比 0.7% の減となりました。

8 8市民協働パトロールの拡充及び安全安心メールの再構築（安全安心課）

■当初計画■

安全安心の取り組みの成果は、刑法犯罪発生件数の減少として表れてきています。引き続き生活安全推進協議会での協議を進め、さらなる事業の展開を図るため、安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充し、各パトロール団体の課題である後継者育成に取り組むとともに、新たな若い世代の防犯活動への参加を推進します。

また、子どもへの安全対策として導入した安全安心メールについては、ここ数年の災害被害を期に配信情報が多様化していることや国が進めている災害情報伝達システムとの連携も重要視されていることから、総合的な市政情報のメール配信という機能に対応するため、安全安心メールの再構築に向けて取り組みます。

■目標指標■

安全安心・市民協働パトロール員数 2,600 人、安全安心メール登録者数 19,000 人、犯罪発生件数 2 % 減をめざします。

◆達成状況◆

安全安心・市民協働パトロール員数は 2,756 人となり、平成 24 年度より 207 人増加し、参加された方々の日頃の活動による成果が反映されたと考えます。また、市内の公立小学校の 4 年生児童による防犯整備活動の一環として、落書き消去活動や三鷹駅前での防犯キャンペーンなどを行い、子どもたちの防犯意識の向上と次世代に向けた防犯活動への取り組みを推進することが出来ました。

安全安心メールの登録者数も 19,800 人となり、再構築に向けては、総務省事業である「ICT 街づくり推進事業」の一環として、カテゴリー分類による実証実験を行い、検証しました。

平成 25 年の市内における刑法犯罪発生件数は 1,585 件で平成 24 年より 182 件（10.3%）減少しました。この主な要因は、自転車盗難件数の減少によるものです。

9 空き家等の適正管理プロジェクトの推進（安全安心課）

■当初計画■

近年、増加傾向にある空き家の一部は、適切に管理されていないことから、周辺の住環境に防犯・防火・衛生上の影響を与えており、その対策が求められています。平成 25 年度は平成 24 年度に実施した、実態調査やアンケート調査、空き家等対策庁内連絡会議での検討を踏まえ、条例制定も視野に入れながら、三鷹市独自の空き家等の適正管理に向けた検討を行います。

■目標指標■

「空き家等の適正管理プロジェクト・チーム」を立ち上げ、検討を進めます。

◆達成状況◆

管理が十分に行われない空き家の対策に向けて、庁内の部課長で構成する「空き家等の適正管理プロジェクト・チーム」を設置し 8 回開催しました。また、チームで議論を重ね、空き家等の適正管理に関する基本方針をプロジェクト報告書として取りまとめました。

引き続き、庁内連携を図るとともに、国の空き家対策の動向を注視しながら条例制定も視野に入れて取り組みます。

10 フィルムコミッション事業の推進（生活経済課）

■当初計画■

平成 24 年度に実施した「観光振興に関する資源基礎調査」の調査・分析等を踏まえて、持続可能な事業の推進を図るとともに、市の公共施設の活用に向けた仕組みづくりや、市民、事業者、官公庁、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹など関係団体との協力体制の構築を支援し、NPO 法人みたか都市観光協会を主体とする“三鷹らしい”フィルムコミッション設置をめざします。

■目標指標■

平成 25 年 10 月のフィルムコミッション設置をめざします。

◆達成状況◆

“三鷹らしい”フィルムコミッションのあり方について、関係機関含め、検討を進め、平成 25 年 10 月 25 日にみたか都市観光協会内に「三鷹フィルムコミッション」を設置することができました。

また、公共施設等が撮影等に使用され三鷹市のイメージアップ、地域の活性化及び観光の振興につながるよう、撮影等を受入れることを全庁的な取り組みと位置づけた「三鷹市の公共施設等における撮影等受入基本方針」の策定に向け協議を行いました。なお、フィルムコミッション設置後の撮影等の実績は 11 件でした。

11 中田喜直生誕 90 周年事業の実施（コミュニティ文化課）

■当初計画■

三鷹にゆかりのある中田喜直の生誕 90 周年を記念して、中田喜直が作曲した童謡「ちいさい秋みつけた」の歌碑を井の頭恩賜公園内に建立します。実施にあたっては、三鷹市及び関係各団体による「歌碑建立実行委員会（仮称）」を設置し、歌碑の建立に向けた検討及び作業を行います。また、本事業については、市内外から寄付を募って実施します。中田喜直のメモリアルな年に歌碑を建立することによって、中田喜直の功績を讃えるとともに広く市民に周知します。

■目標指標■

平成 25 年 11 月に歌碑を建立し、広く市民に周知を図ります。

◆達成状況◆

7 月に「記念歌碑建立実行委員会」を設立し、委員会を 4 回開催しました。毎回ほぼ全員の委員の出席をいただき、歌碑のデザインや建立場所の検討を行った結果、平成 25 年 11 月 16 日に中田喜直記念歌碑を都立井の頭恩賜公園内に建立し、除幕式を開催しました。また、寄附の募集を

広く周知したことにより、市内外の方から当初目標額（1,500,000円）を超える寄附をいただきました（134件 1,784,000円）。三鷹にゆかりのある中田喜直の歌碑を建立したことにより中田喜直の功績を讃えるとともに、広く市民に周知することができました。

12 みたか・子どもと絵本プロジェクトの推進（「まるごと絵本市（仮称）」の支援等）

（コミュニティ文化課）

■ 当初計画 ■

「みたか子どもと絵本プロジェクト連絡会」が、地域の関係団体等との協働により開催する、絵本のリサイクルや絵本をテーマにした手作り品市（「ひと箱絵本市」）、絵本コミュニケーターによる「読み聞かせ」「絵本カフェ」などをあわせた内容の「まるごと絵本市」（「ゼロ・アップ創造予算」該当事業）の実施を支援するとともに、三鷹ネットワーク大学と連携した講座と読書会をあわせた「おとなの楽しむ絵本」を開催し、「絵本」というキーワードのもとで、世代・立場を超えた新しいつながり、新しいエネルギーを創出し、すべての子どもたちが、家族や地域の人々とのふれあいとコミュニケーションを深められる地域コミュニティの形成をめざします。

■ 目標指標 ■

「まるごと絵本市」では、絵本コミュニケーターとして新たな担い手を発掘し、ワークショップ、ひと箱絵本市を実施します。

◆ 達成状況 ◆

「まるごと絵本市」では、プロジェクト連絡会が中心となり、6月以降絵本コミュニケーターの役割を担う市民と協力店舗へのレクチャーを実施し（絵本コミュニケーター65人、協力店舗51店）、11月に駅前地域周辺で、絵本作家によるワークショップ、商店をめぐるスタンプラリー、街中でのおはなし会、絵本をテーマにした「ひと箱絵本市」などを実施しました。（期間中の総動員数約7,400人）また、三鷹ネットワーク大学などと連携して大人が絵本を楽しむ「絵本ラウンジ」を7回、「絵本レクチャー」を4回、絵本に関連した地域活動の担い手を養成するボランティア講座を新川・中原コミュニティ・センターにおいて保育付きで全10回実施し、地域での新たな活動を開始しました。

健康福祉部の「運営方針と目標」の達成状況

地域福祉課

高齢者支援課

生活福祉課

健康推進課

北野ハピネスセンター

健康福祉部長

木住野 一信

健康福祉部調整担当部長

伊藤 幸寛

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が、地域において、健康で安心して、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう保健・医療・福祉施策などが充実した高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、平成25年度施政方針に基づき健康福祉施策を推進します。具体的には、新たに策定された第4次基本計画や健康福祉総合計画2022に基づく事業実施はもとより、高齢者計画・第五期介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適切な運営や、障がい福祉計画（第3期）に基づく障がい者施策の一層の推進に取り組むとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の4課と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、生活保護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者（児）の社会的な自立等をめざして相談・療育・訓練などを行っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

- ・健康福祉部職員 137人
- ・職員比率（正規職員） 健康福祉部 137人 / 市職員 1,007人 職員比率 約 13.6%

予算規模

- ・平成25年度健康福祉部予算額
- 一般会計 14,707,173,000円
- そのうち特別会計への繰出金を除く事業費
- 一般会計 13,328,501,000円
- 介護サービス事業特別会計 933,850,000円
- 介護保険事業特別会計 10,960,447,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇各個別計画に基づく福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で策定された健康福祉総合計画 2022 はもとより、高齢者計画・第五期介護保険事業計画、障がい福祉計画（第3期）等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、そしてライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重し合う、地域風土と地域社会の形成にも努めます。

◇住民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、サポートが必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡充に努め、「コミュニティ創生」を進めます。

本年度は、「井の頭」、「新川中原」、「にしみたか」、「東部」の各地域ケアネットワークについて、引き続き、居場所づくり事業や見守り・支援の仕組みづくり等の活動への支援を行うとともに、平成25年3月に設立された連雀・地域ケアネットワークの事業実施に向けた支援を行います。残る2地区においても、新たなネットワークの設立に向けて取り組みを進めます。

このほか、引き続き傾聴ボランティアの活動支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターの養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

◇健康づくり・介護予防事業の充実、各種検診及び予防接種事業等の拡充

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりをめざす健康増進事業を、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診との連携を強化する中で、一層の充実を図ります。

また、妊婦健康診査の公費負担の継続や女性特有のがん検診の推進など各種がん検診の充実に努めるとともに、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成や法定接種化された子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなど予防接種事業の着実な実施を図ります。

◇障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、障がい福祉計画（第3期）において新たに「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」を施策の3番目のビジョンとして掲げ、地域生活移行に向けた環境整備や就労支援など、多様な障がい者自立支援諸施策の充実を進めます。また、市内の民間法人に対して施設整備や安定した運営等に向けた情報提供及び支援を引き続き行います。

◇セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。

扶助費に関しては、生活保護受給者に対し、就労支援をはじめ社会生活及び日常生活の自立を支援するための総合的な取り組みを推進するとともに、生活保護費の一層の適正化を進めます。

また、災害時要援護者支援事業を推進し、安全で安心して生活できる地域生活環境の整備に努めるとともに、市民後見人の養成や後見報酬の一部助成など成年後見制度の利用促進に努めます。

そのほか、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に伴い、その後策定される東京都の同行動計画を踏まえ、三鷹市の同行動計画等の見直しを検討・実施します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 地域ケアネットワーク推進事業の拡充（地域福祉課）

■当初計画■

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりをめざし、地域ケアネットワーク推進事業のさらなる拡充を図ります。具体的には、既存4か所の地域ケアネットワーク（井の頭、新川・中原、西部、東部）における事業の継続や拡充等に対する活動支援を行います。また、平成25年3月に設立された連雀・地域ケアネットワークの事業実施に向けた支援を行います。さらに、三鷹駅周辺地区において地域ケアネットワークの設立をめざすとともに、大沢地区での設立に向けた取り組みを開始します。なお、合同活動報告会については内容を工夫し実施します。

福祉人財の養成と活動支援として、地域福祉ファシリテーターの養成と活動支援、傾聴ボランティアの研修実施と活動支援、地域福祉の担い手の養成とその支援を関係機関等と連携しつつ実施します。

■目標指標■

地域ケアネットワークについて、既存4か所の活動支援を継続するとともに、連雀地区における事業の検討・実施を支援します。また、三鷹駅周辺地区の地域ケアネットワークの設立をめざすとともに、大沢地区での設立に向けた取り組みを開始します。福祉人財養成とその活動支援については、ボランティアの拡充及び活動支援を継続します。

◆達成状況◆

地域ケアネットワークが設立されている5地区（井の頭、新川・中原、西部、東部、連雀）においては、「共助」の仕組みづくり等の活動を支援しました。また、市内6か所目となる三鷹駅周辺地区の地域ケアネットワークを26年3月に設立するとともに、市内7か所目となる大沢地区での設立に向けた取り組みを進めました。その他、地域ケアネットワーク合同学習会を開催し、各地域ケアネットワーク等の情報交換を行い、理解を深めました。

福祉人財養成とその活動支援については、地域福祉ファシリテーター養成講座等の実施や傾聴ボランティア等の活動支援を行いました。

2 災害時要援護者支援事業の推進（地域福祉課）

■当初計画■

災害時要援護者支援事業については、引き続き、町会・自治会等へ積極的な事業PRを行い、市と協定を締結する団体（町会・自治会等）の拡充を図るとともに、各団体との協働により災害時要援護者台帳の作成・更新や作成した台帳の情報を町会・自治会等や三鷹消防署等関係機関に提供するなど、事業の推進を図ります。なお、実施にあたっては生活環境部の「がんばる地域応援プロジェクト」と連携します。

■目標指標■

事業の積極的なPRを行い、新たに6団体（町会・自治会等）以上との協定締結をめざします。

◆達成状況◆

具体的な事業実施に向けた説明会を延べ12回実施し、5町会等（牟礼西組町会、新川宿町会、野崎鷹野会、羽毛災害時支援連絡会（事業実施のために組織）、都営上連雀1丁目アパート親和会）と協定を締結し、事業を実施しました。年度途中で災害対策基本法の改正があり、総務部とともに法律に定められた避難行動要支援者事業等の実施について検討し、地域防災計画に位置付けました。

3見守りネットワーク事業の推進（地域福祉課）

■当初計画■

高齢者や障がい者など市民の「孤立死」を防ぐため、「見守りネットワーク事業」のPRに努め、町会・自治会、地域ケアネットワーク、ボランティア団体、民間事業者等見守り協力団体との連携をより一層深めて高齢者等の見守り活動や安否確認を行うとともに、協定の締結を進め、地域に関わる見守り協力団体をさらに増やすことで、緊急事態に速やかに対応する、見守りの仕組み「見守りネットワーク事業」の拡充を図ります。また、見守り協力団体や民生・児童委員、地域ケアネットワーク役員、市職員等で構成する「見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、情報共有と連携の強化による事業の充実を図ります。

■目標指標■

事業のPRに努めるとともに、民間事業者等との協定締結を進め、「見守りネットワーク事業」の拡充を図ります。事業を実施する各主体の情報共有と連携強化を図るため、「見守りネットワーク連絡協議会」を開催します。

◆達成状況◆

安心見守り電話カード等を作成・配布し、その周知に努め、新たに3団体と協定を締結した結果、見守り協力団体は25団体となりました。入電状況は、安否確認20件、見守りに関わる相談等13件でそれぞれ適切に対応しました。また、見守り協力団体をはじめ、三鷹警察署や三鷹消防署の職員等50人余りで「見守りネットワーク事業連絡協議会」を開催し、連携・協働を強化するとともに、「みまもるん」事業を始めた井の頭など各地域ケアネットワークと連携し、事業の一層の推進を図りました。

4北野ハピネスセンター成人部門の委託化の取り組み（北野ハピネスセンター）

■当初計画■

北野ハピネスセンター成人部門における利用者の重度化に対応するとともに、医療的ケアの実施などさまざまなサービスを安定的かつ効率的に提供するため、平成26年度からの成人部門（生活介護事業等）の委託化に向けて、事業者の選定と円滑な引き継ぎに向けた取り組みを進めます。

■目標指標■

平成26年度からの成人部門（生活介護事業等）の委託化に向けて、事業者の選定と円滑な引き継ぎを行います。

◆達成状況◆

プロポーザル選定審査委員会で2事業者を比較検討し、重度化する通所者に対し、より専門的・効率的に対応できる事業者を選定しました。

成人部門の民間委託化に向けては、運営連絡会及び家族会等で説明を行うとともに、医療的ケアを含むサービスについては、事業者と引き継ぎを行う中で、さらなる質の向上に向け、協議を重ねました。

5高齢者肺炎球菌・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン等予防接種の実施（健康推進課）

■当初計画■

高齢者の肺炎球菌による肺炎の予防と、重症化を防ぐため、65歳以上の市民を対象とした高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始します。法定接種化された子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについて、対象となる市民の接種の拡大を図り、がんなど疾病の予防を推進します（勧奨接種対象者：子宮頸がん予防ワクチン＝中学1年生の女子、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン＝0歳児（生後2か月）の乳幼児）。

平成24年9月から導入した不活化ポリオワクチン、平成24年11月から導入した四種混合ワクチンの接種については、継続して実施します。

■目標指標■

高齢者肺炎球菌ワクチン助成件数 1,000 件、接種率を、子宮頸がんワクチン(接種回数 3 回)48%・ヒブワクチン(接種回数 1～4 回)90%・小児用肺炎球菌ワクチン(接種回数 1～4 回)90%とします。

◆達成状況◆

東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金を活用して新たに実施した、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種は申込 1,072 件、接種は 910 件でした。また、定期の予防接種として位置付けられた各接種率は、子宮頸がん予防ワクチン 10.4%、ヒブワクチン 95.6%、小児用肺炎球菌ワクチン 91.7%となり、勧奨差し控えとなった子宮頸がんワクチンを除いて、目標を超える接種率となりました。

平成 26 年度についても、対象者への勧奨や周知に努めるとともに、勧奨を差し控えている子宮頸がん予防ワクチンに関する国の動向を注視し、正確な情報提供を行います。

6 生活保護受給者の自立支援と適正な制度運用（生活福祉課）

■当初計画■

生活保護受給者に対する自立支援を総合的、組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づき、就労をはじめ社会生活及び日常生活の自立支援を促進します。また、より一層、生活保護の適正な制度運用に努めます。

就労支援については、稼働年齢層で就労阻害要因がなく就労意欲の高い生活保護受給者を中心に支援を行い、就労自立による生活保護廃止世帯の増加など、成果を上げてきましたが、新たに 25 年度より就労意欲や能力等に課題のある方を対象として支援を拡充して実施します。

■目標指標■

就労自立支援プログラムによる新規就労者数 80 人（うち、就労自立による生活保護廃止世帯数 32 世帯）

◆達成状況◆

就労自立支援プログラムによる新規就労者数 103 人（うち、就労自立による生活保護廃止世帯数 34 世帯）と、どちらも目標指標を上回り過去最多となりました。特に、新規就労者数は、前年度の約 1.5 倍となり、大きな成果を上げることができました。これは、就労意欲や能力に応じた重層的な就労支援体制の構築とハローワークとの緊密な連携の成果です。

7 障がい者(児)相談支援の充実～事業所支援・北野ハピネスセンター障がい児相談支援～

(地域福祉課、北野ハピネスセンター)

■当初計画■

障がいのある児童が、障がい児通所支援サービス(児童発達支援や放課後等デイサービスなど)を利用する際、事前にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うことにより、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援します。

加えて、この取り組みの基盤となる相談支援事業所の整備について、引き続き東京都の補助制度を活用しながら、民間事業者に対して開設準備や啓発にかかる経費を補助するなど支援を推進します。

■目標指標■

相談支援事業所の増加を図るため、3か所の新規開設をめざします。

◆達成状況◆

くすみ幼稚園(児童発達支援事業)通園児を中心に計画の作成及びモニタリングを行うことで、障がい児相談支援を実施しました。

相談支援事業所については、平成 24 年度から新規開設事業所に対して補助を開始しています。

平成 25 年度は、補助にあたり事業所の業務内容に地域移行支援事業実施を条件として加えたため、補助実績は 1 か所にとどまりましたが、事業者連絡会の開催による事業者間の連携・情報共有など地域への働きかけを図ったことから、6 か所の補助対象外事業所の開設もあり、市内の相談支援事業所は 12 か所となりました。

8 高齢者・障がい者等実態調査の実施（高齢者支援課、地域福祉課）

■当初計画■

平成 26 年度の「高齢者計画・第六期介護保険事業計画（計画期間：平成 27～29 年度）」及び「第 4 期障がい福祉計画（計画期間：平成 27～29 年度）」の策定に向けて、高齢者・障がい者等の実態とニーズを把握するため、実態調査を実施します。

■目標指標■

計画策定に向けた基礎調査として、高齢者・障がい者等実態調査を実施します。

◆達成状況◆

（高齢者）

高齢者計画・第六期介護保険事業計画の策定に向け、郵送による一般高齢者調査（65 歳以上、対象者 3,648 人、回収率 67.1%）及び訪問面接による要支援・要介護認定者調査（要介護状態区分ごとに 200 人、回収率：要支援 80.8%、要介護 67.5%）を行いました。目標の回収率（おおむね 8 割）は下回ったものの、日常生活圏域の特徴や、訪問調査の件数を充実させて医療・介護、福祉等のニーズと介護保険制度に対する評価の基礎データを得ることができました。

（障がい者）

第 4 期障がい福祉計画策定に向け、郵送による障がい者生活ニーズ調査（65 歳未満、対象者 1,268 人、回収率 48.0%）、障がい児生活ニーズ調査（対象者 290 人、回収率 54.8%）、難病患者生活ニーズ調査（65 歳未満、対象者 609 人、回収率 60.3%）を行いました。また、高次脳機能障がい、発達障がい当事者の生活ニーズを把握するため、支援機関等担当者へのヒアリング調査も行いました。目標の回収率（おおむね 8 割）は下回ったものの、初の試みとして、難病患者生活ニーズ調査や、高次脳機能障がい、発達障がい支援機関担当者等へのヒアリングを実施したことにより、広範な障がい施策検討のための基礎的データを得ることができました。

9 障がい者ヘルプカードの作成（地域福祉課）

■当初計画■

東京都との協働事業として、聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見、障がい者とは分からない方などが、災害時や日常生活で困ったとき、周囲に理解や助けを求めするために活用する「障がい者ヘルプカード」を作成します。作成にあたっては、統一的なデザインや形態となるよう定めた東京都のガイドラインに沿いつつ、三鷹らしさを付加した実効性の高いカードとなるよう、障がい者地域自立支援協議会での意見交換等も行いながら作成を進めます。

また、カードを所持する当事者だけでなく、広く市民への周知を図ることでカードの有用性を一層高めるため、普及・啓発を行います。

■目標指標■

障がい者ヘルプカードを作成し、手帳を所持する障がい者で希望する方へ確実に配布するとともに、広く市民への周知を図ります。

◆達成状況◆

カード作成の過程で、地域自立支援協議会における検討、当事者・関係団体との意見交換を行ったことで、使いやすく、効果的なカードを作ることができました。また、作成に当たっては障がい者施設に委託し、優先調達を行いました。

作成部数は 7,000 部で、広報・ホームページ掲載による PR を行い 1 月 20 日より地域福祉課、

市内障がい者施設にて配布を開始しました。配布数が3月末時点で約1,250部であることから、必要な方に適切に配布できるよう周知や配布方法を工夫し、ヘルプカードの認知度を深め普及を図ります。

10 社会福祉法人の認可等・指導検査の実施（地域福祉課）

■ ■ 当初計画 ■ ■

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）に基づき、平成25年度より、市内に法人の本部が所在し、かつ、市内のみで事業運営を行う社会福祉法人（10法人）の認可及び指導検査等の事務が東京都から市に移譲されました。

これらの法人について、東京都との連携を図りながら適正な認可等の事務を行うとともに、法人の自主的な経営基盤の確立、公平かつ安定的な経営、透明性の確保を図るため、国の基準（2年に1回の一般監査）に則った指導検査体制の整備ときめ細かな指導を行います。

■ 目標指標 ■

適正な認可等の事務を行うとともに、5法人の指導検査を実施します。

◆ 達成状況 ◆

市内に法人の本部が所在し、かつ、市内のみで事業運営を行う社会福祉法人（10法人）のうち、8法人で定款変更等の認可申請があり、適切に対応しました。また、5法人については、指導検査を実施しました。認可事務と指導検査を市が行うことで、きめ細かな指導が可能となりました。

子ども政策部の「運営方針と目標」の達成状況

児童青少年課

子ども育成課

子育て支援課

子ども政策部長

竹内 富士夫

子ども政策部調整担当部長

宮崎 望

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、三鷹子ども憲章、三鷹市子育て支援ビジョンの理念の実現に向けて子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携、協力を行い、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成などの業務を行っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

- ・子ども政策部職員 231人
- ・職員比率（正規職員） 子ども政策部 231人 / 市職員 1,007人 職員比率 約 22.9%

予算規模

- ・平成25年度子ども政策部予算額
一般会計 9,300,760,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇子ども・子育て支援新制度に向けた検討、子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく子ども子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度に向けた検討を進めるとともに、次世代育成支援行動計画（後期計画）及び健康福祉総合計画 2022 に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題の実現を図ります。そのために、次世代育成支援推進協議会及び同協議会から移行予定の「三鷹市子ども・子育て支援推進協議会（仮称）」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

◇保育園待機児童解消と保育サービスの充実に向けての取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や公立保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館機能の充実を図りながら教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等との連携や協働による取り組みを推進します。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携を進め、学童保育所については、通所児童の安全、待機児童解消、施設の老朽化等の視点から計画的に整備を進めます。

◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 子ども・子育て支援新制度に向けた検討、子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画の推進（児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課）

■当初計画■

子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画（後期計画）及び健康福祉総合計画 2022 に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。計画を着実かつ効率的に推進していくため、次世代育成支援推進協議会において、計画の進行管理、評価・検証を行うとともに、目標事業量の達成状況を公表します。

また、子ども・子育て支援新制度に向けた検討について、庁内プロジェクトチーム等を活用しながら、「子ども・子育て支援法」に基づく「三鷹市子ども・子育て支援推進協議会（仮称）」設置条例の制定、会議の開催、「三鷹市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定に向けたニーズ調査を行います。

さらに、多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児童対策や保育環境の整備、すべての子育て家庭を支援する施策の拡充に向けて、健康福祉部、教育委員会等と連携しながら進めます。

■目標指標■

次世代育成支援推進協議会における事業の評価・検証と新たな条例や会議の設置、計画の策定に向けたニーズ調査を行います。

◆達成状況◆

次世代育成支援推進協議会の後継の会議として、「三鷹市子ども・子育て会議条例」を制定し、「三鷹市子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て会議においては、国の検討を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた検討を行うとともに、ニーズ調査の結果や主要事業についての意見を聴取しました。今回のニーズ調査結果においては、前回調査（平成 21 年度実施）と比較して就労家庭が増えており、これに伴い保育需要が増加している一方で、育児休業取得率の向上が見られ、ワーク・ライフ・バランスの観点から育児休業制度の普及が進んでいる状況が伺えました。また、ニーズ調査報告書を作成し、新計画策定の基礎資料とします。今後は、新計画策定に向けて、検討を進めていくこととします。

また、子ども・子育て支援新制度に盛り込まれた公私連携型の運営形態の活用に向けて、一部保育園の民設民営化の検討を行い、今後の方向性等について中間提言を取りまとめました。

2 在宅子育て支援の推進（子ども育成課）

■当初計画■

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろば

における各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携などにより在宅子育て支援を推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業について、地域のサポートリーダーの育成に取り組むことにより、協働型地域子育て環境の充実に努めます。

さらに、乳児家庭全戸訪問事業についての取り組みを進め、新生児訪問指導事業や初めての絵本（ブックスタート）事業と連携しながら、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。

■目標指標■

親子ひろば事業における参加者数の増加を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業において養成講座を受講した子育てサポーターに対するフォローアップ講座を実施し、スキルの向上を図ります。また、乳児家庭全戸訪問事業では、民生・児童委員による訪問率の向上により、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。

◆達成状況◆

親子ひろば事業では、すくすくひろばへの来館者数が延べ5万人を超え(平成24年度より3,155人増)、育児講座の参加希望者や相談件数の増加(平成24年度より156件増)がみられました。乳児家庭全戸訪問事業の訪問率はやや下がりましたが、事業は定着し、0歳児を連れて各ひろばへ来館する親子が増えています。

また、乳児家庭全戸訪問の実施により、0歳児のいる家庭の把握に努めました。総合保健センター、のびのびひろばとの連携とあわせて、引き続き乳児家庭の孤立化防止、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業の子育てサポーターの活動については、フォローアップ講座等を行うことでスキルの向上を図り、コミュニティ・センターで行う「遊びとおしゃべり会」では、地域のサポートリーダーとして活躍しています。

3 待機児童解消に向けた公立保育園の弾力運用による保育定数の拡大

(子ども育成課) (「ゼロ・アップ創造予算」該当事業)

■当初計画■

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、既存の公立保育施設での運用定数の拡充を図ります。拡充にあたっては、保育の質を確保しながら年齢別、エリア別の待機児童の状況を鑑み、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進するとともに、弾力化後の職員配置については、効果的で効率的な配置を行います。

■目標指標■

弾力運用による保育定数の拡充を図ります。

◆達成状況◆

平成25年度に弾力化検討チームを設置し、児童数及び保育士数の把握・調査を行うとともに弾力化のための実施方針を決定しました。4園において平成26年4月から3歳児の定員拡充を決定し、山中保育園において平成26年4月に1・2歳児(5人)の定員拡充、耐震補強工事後本園舎に戻る11月に1歳児(2人)の定員拡充を行います。11月に定員を増やすことで、年度途中の転入者や育児休業明けの職場復帰者に対応していく予定です。

また、定員の拡充により保護者のニーズに応えるとともに、正規職員1人を短時間保育士に変更し、経費の削減を図りました。弾力運用による待機児童への効果については、保護者のニーズに応えるとともに、今後の推移を注視しながら継続して検討していきます。

4 待機児童解消に向けた民間事業者等の誘致及び保育環境の整備支援（子ども育成課）

■当初計画■

三鷹木の実保育園が平成 25 年度末に廃園するため、その後継事業者に対して新たに民間認可保育所の開設に向けた支援を行います。

また、待機児童の解消を図るため、民間認可保育所の整備・誘致について、地域の保育ニーズ等を勘案しながら私立認可保育園 2 園の設置支援を行い、保育定数の拡充を推進します。

■目標指標■

廃園する保育園の在園児等のスムーズな移行を図ります。また、民間認可保育所の開設を支援します。

◆達成状況◆

私立認可保育園については、東京都の補助金を活用し、開設支援を行うとともに、安全な保育を実施するための保育指導を行いながら、平成 26 年 4 月に 2 園（三鷹木の実保育園の後継園を含めると 3 園）を開設しました。グループ型家庭的保育室の開設については、市の開発事業指導要綱に基づき、民間事業者から保育スペースの提供を受け、複数の家庭的保育者による新たなグループ型の形態による家庭的保育室（定員 10 人）を平成 26 年 7 月に開設します。

5 学童保育所の整備（三小・高山小・井口小学童保育所）（児童青少年課）

■当初計画■

第三小学校の既存校舎の解体後、仮設施設で保育を行っている三小学童保育所 A・B を学校敷地内に新たに建設します。

また、児童数の増加等に伴い、教室数の不足と入所希望者の増加が見込まれる高山小学童保育所については、牟礼四丁目地内に、井口小学童保育所については、学校隣接用地にそれぞれ学童保育所 A・B を建設します。

■目標指標■

新施設を整備し、保育環境の改善を図ります。

◆達成状況◆

高山小・井口小学童保育所については、計画通り進捗し、2 月に移転、新施設での保育を開始しました。三小学童保育所については、降雪の影響により一部の工事に遅れが生じましたが、年度内に新施設への移転が完了し、保育を開始しました。新施設の整備により、各学童保育所とも定員の拡充（三小学童 40 人、高山小学童 20 人、井口小学童 30 人）を図りました。

6 待機児童解消に向けた学童保育所の運営のあり方の検討（児童青少年課）

■当初計画■

学童保育所の運営のあり方について、市内の「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」において、規模の適正化、定員の見直し等を検討します。

■目標指標■

学童保育所の定員の拡充等を検討し、待機児童の解消を図ります。

◆達成状況◆

学校・学童保育所の規模の適正化検討チームの中で、今後の学童保育所入所児童数の予測を行うとともに、学童保育所への入所希望数を検討及び把握しました。

なお、新定員の設定については、平成 27 年に施行される子ども・子育て支援新制度の中で新たに制定する放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容に合わせて、学童保育所条例施行規則の改正及び新定員の検討を行うこととするため、次年度以降も引き続き検討することとしました。

7井の頭・玉川上水周辺地区複合施設（仮称）の整備（児童青少年課）

■当初計画■

三鷹台団地周辺地区の子育て支援施設等の再配置計画とも連携させながら、建設後 38 年が経過し、老朽化が進んで耐震性に課題のある五小小学童保育所について、三鷹台地区公会堂等とともに、三鷹台保育園園舎敷地内に複合施設を建設するため、基本設計・実施設計を行います。

■目標指標■

五小小学童保育所を含む複合施設の基本設計・実施設計を行います。

◆達成状況◆

複合施設の整備に関する保護者への周知については、説明会の開催や保護者代表の協力を得て、保護者会等で丁寧に説明しました。また、保護者、学童保育員、関係者等の要望については、庁内調整会議において検討のうえ、設計内容に反映しました。

8山中保育園の耐震補強工事の実施（子ども育成課）

■当初計画■

都営住宅に併設されている山中保育園については、東京都の施工により耐震補強工事を行うとともに、次年度に予定するリニューアル工事の内容を検討します。

また、耐震補強工事期間中は、近隣地に仮設園舎を整備し、安全安心な保育を実施します。

■目標指標■

都営住宅に併設されている山中保育園の耐震補強工事を実施し、児童の安全を確保します。

◆達成状況◆

東京都施工の耐震補強工事については、東京都との連絡・調整により、綿密な耐震補強工事の進捗状況等の情報共有を図るとともに、次年度のリニューアル工事の内容を検討しました。また、地権者との調整を図りながら、近隣地に仮園舎を整備し、平成 25 年 11 月に仮園舎へ移転することにより安全な保育を実施することができました。

9児童虐待対応機能の強化（子ども育成課）

■当初計画■

平成 24 年度に新たに配置した虐待対策コーディネーターの活動を通じ、関係機関との調整、連携の強化を図りながら組織的対応の実効性を高め、児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みを推進します。

また、家庭で暮らすことのできない子どもを養育する養育家庭（ほっとファミリー）制度の普及を推進し、養育家庭への支援の充実に努めます。

■目標指標■

三鷹市における虐待への組織的対応の実効性を高めます。

◆達成状況◆

配置 2 年目の専任虐待対策コーディネーターを中心に、関係機関との連携強化に努め、特に「三鷹市子ども虐待防止マニュアル」（平成 20 年度策定）について、新任民生児童委員や幼稚園園長会、幼稚園において説明や連携の強化に努めました（新規相談件数 384 件に対する新規虐待相談件数 79 件。新規の虐待相談件数は、前年度比と同様に増加していません）。また、保育園、学校、児童館等との連携では、児童虐待の疑いについて相談・対応を行いました。今後も虐待の早期発見・早期対応へ向け連携強化の取り組みを継続します。

養育家庭（ほっとファミリー）制度の普及については、養育家庭体験発表会の開催、杉並児童相談所里親委託等推進委員会への相談員の派遣による養育家庭の方々との情報共有により、育児に関する支援の充実に努めることができました。

都市整備部の「運営方針と目標」の達成状況

まちづくり推進課

公共施設課

道路交通課

建築指導課

水再生課

緑と公園課

都市整備部長

大石田 久宗

都市整備部調整担当部長

若林 俊樹

都市整備部広域まちづくり等担当部長

板橋 弘二

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

◇緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、公共施設の効率的な維持・保全・活用に努めます。

◇下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

・都市整備部職員 119人

・職員比率（正規職員） 都市整備部 119人 / 市職員 1,007人 職員比率 約 11.8%

予算規模

・平成25年度都市整備部予算額

一般会計 3,305,350,000円

下水道事業特別会計 2,742,489,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、緑と水の基本計画 2022 に基づき、大沢の里整備事業をはじめとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、ガーデニングフェスタ 2013 の開催、市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を推進します。さらに、市内に残る都市農地については、まちづくりと連動した農地の保全・活用につながる都市農地保全条例（仮称）等の検討を進めます。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

◇都市計画道路の整備

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、用地買収に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。

◇東京外かく環状道路計画

三鷹地区検討会等で提案された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

また、市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、新たにふれあいの里として土地利用総合計画 2022 等で位置づけした「北野の里（仮称）」の整備に向けて、市民参加により蓋かけ上部の利活用の検討を進めます。あわせて周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開を図ります。

◇三鷹駅前再開発事業の推進

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、安全と安心のまちづくり、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出という 4 つの基本的な視点にバリアフリーのまちづくりや、協働のまちづくりの視点を加えて積極的に取り組みます。

また、三鷹駅南口の核となる三鷹駅南口中央通り東地区は、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりについて検討し、三鷹駅前地区の活性化の拠点施設となるよう検討を進め、UR 都市機構と連携し、事業化に向けて取り組みを進めます。

◇都市交通環境の整備

交通総合協働計画 2022 に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図る等の見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、駐輪場整備基本方針に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて推進します。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場を拡充するため民有地の有効活用等を図り、自転車利用環境の改善を推進します。あわせて、自転車に関する事故が増加していることから、三鷹警察署と連携して自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

◇耐震改修の促進

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成 24 年度に改定した耐震改修促進計画に基づいて、対象建築物の耐震化を計画的に進めていきます。具体的な施策としては、老朽化し耐震性に課題のある公共施設等を集約する新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業等を推進するとともに、平成 24 年度から耐震診断が義務付けられた特定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を進めます。

◇下水道事業の推進

合流式下水道改善計画に基づき、引き続き雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、集中豪雨による都市型水害に対応するため、雨水管等の整備を推進します。また、地震対策として下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）に基づき、下水道施設の耐震化整備と井の頭ポンプ場への非常用自家発電設備の設置を行うなど、安全で安心な生活環境の確保に努めます。

また、今後も健全な下水道経営と安定した下水道サービスの提供を図るため、中期的なビジョンを示した下水道経営計画（仮称）の策定を行います。さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入等について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組めます。

◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等の遵守は、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。このため、平成 24 年度に策定した建築安全マネジメント計画に基づいて、庁内関係部課はもとより警察、消防及び保健所と積極的な連携を図りながら建築物の安全性確保の取り組みを進めます。

◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の重要な経営資源である公共施設について、公共施設維持・保全計画 2022 に基づき、効率的な維持・保全・活用や長寿命化の対応を進め、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。その中で、防災上重要な公共建築物についての耐震化を優先的に進めるとともに、市有地の利活用や建替え、施設の再配置など、多様な取り組みを進めます。

さらに、公共施設の維持管理業務の見直しや、公共施設の適正で効率的な維持管理運営のあり方の検討を行い、「公共施設総点検運動」のさらなる推進を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定（まちづくり推進課）

■ ■ 当初計画 ■ ■

平成 24 年 4 月に東京都から市に権限移譲された用途地域の都市計画決定について、市街地の無秩序な開発を抑制し、居住環境の保護、商工業等の利便増進を図るため、都市基盤や市街地の整備状況等地域の特性に応じた適切な指定とし、土地利用総合計画 2022 に基づいて「緑と水の公園都市」を実現するため、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定します。

具体的には、市内プロジェクト・チームにより検討した案を都市計画審議会等に報告しながら「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」の策定をめざすこととします。また、策定のための基礎資料と策定後の用途地域等の都市計画変更が必要な箇所の検討資料とするため、用途地域等と土地利用現況の比較等調査を行います。

■目標指標■

「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定します。

◆達成状況◆

市内プロジェクト・チームにおいて検討した原案を都市計画審議会に報告し、並行して東京都協議を進めました。また、土地利用現況調査により、用途地域等と土地利用現況の課題等について調査を行いました。以上の結果を踏まえ作成した案をもって東京都協議を完了し、都市計画審議会に諮問、答申の上、平成25年12月に「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定しました。

2 東京外かく環状道路に関する調査と検討（まちづくり推進課）

■■当初計画■■

三鷹地区検討会等で市民から提案された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

用地買収等の事業実施に伴う現況のコミュニティへの影響や中央ジャンクション上部利用について、広く具体的な意見を聴くため、国・東京都と協力して市民参加によるワークショップを開催します。また、ワークショップで示された意見を具体的な施策に反映できるよう、北野の里（仮称）を中心としたまちづくりに係る三鷹市の基本方針の策定に取り組みます。あわせて周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、引き続き代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組み、代替農地の確保についても国・東京都に強く働きかけます。

■目標指標■

地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したまちづくりについて調査・検討を行います。

◆達成状況◆

「東京外かく環状道路（関越～東名）中央ジャンクション（仮称）工事の実施及び北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ開催に先立つ三鷹市の要望書」を提出し、工事中の安全対策・地域環境への保全対策と共に「対応の方針」の確実な履行について、事業者に要請し、多岐にわたる課題については、助言者会議を開催しました。また、「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ」を三鷹市、国・東京都との協働で開催しました。今後は、ワークショップでいただいた意見を反映できるよう、北野の里（仮称）まちづくり方針の策定に取り組みます。また、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき、代替農地の維持管理に係る実証実験に取り組みました。

3 景観条例に基づく景観づくりの推進（まちづくり推進課）

■■当初計画■■

平成25年に施行した「三鷹市景観条例」に基づき、三鷹市らしい風景や景観を構成する資源を最大限活かし、市、市民及び事業者の協働による景観づくりを進めます。

また、景観審議会において、良好な景観づくりの推進に関する「景観づくり計画、景観法に基

づく行為の届出及び景観づくり宣言に関する事項等」重要な事項の調査・審議を行うほか、事業者や市民が行う景観づくり活動や事業に対し、技術的な支援や景観アドバイザーの派遣を行うなど、良好な景観を保全、創出していくための多様な取り組みを進めます。

■目標指標■

三鷹らしい地域特性を活かした景観づくりに取り組みます。

◆達成状況◆

景観審議会（2回）や景観アドバイザー協議会（6回）を開催し、事業者が行為の届出等（約30件）や事前協議をするにあたり、専門的な助言を得て、良好な景観づくりを推進することができました。

また、市民主体の景観づくりの支援として、景観協定締結に向けて事業者及び東京都と協議を重ね、3月には事業者より、三鷹市初の景観協定認可の申請を受けました。

4 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進（まちづくり推進課）

■当初計画■

UR都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「表玄関」のシンボルとして、地区の活性化の拠点施設となるよう、コンセプトを確立する等の検討を進め、地元の合意形成及び市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

■目標指標■

高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画素案を作成します。

◆達成状況◆

市は、再開発協議会による勉強会に地権者として参加し、関係権利者やUR都市機構と市街地再開発事業に向けて、「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業における市の基本的な考え方」に基づく分棟方式による施設計画案の検討を進めるとともに関係権利者の合意形成を図りましたが、都市計画手続きまでには至りませんでした。また、事業参画に対する同意が得られない一部地権者の意向を再確認しました。この意向確認を踏まえ、対象の地権者の土地を再開発事業の区域から除外することが協議会において決定しました。

5 下水道経営計画（仮称）の策定に向けた取り組み及び災害に強い下水道の整備（都市型水害対策事業、地震対策事業）の推進（水再生課）

■当初計画■

安定した下水道経営と下水道サービスの提供を図るため、今後の事業計画と経営見通し等の中期的なビジョンを示した下水道経営計画（仮称）の策定に取り組みます。策定にあたっては、施設の地震対策や長寿命化、合流式下水道改善事業、東部処理区の流域下水道への編入等のさまざまな課題と、下水道使用料の見直しに向けた検討を進めます。

災害に強い下水道の整備の推進としては、集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害が発生する恐れがあるとされている箇所道路雨水貯留浸透施設を設置するとともに、緊急を要する中原地区において雨水管等の整備を引き続き実施します。

また、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）に基づいた耐震化工事と次年度の実施設計を行うほか、井の頭ポンプ場に非常用自家発電設備を設置し、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

■目標指標■

下水道経営計画（仮称）の策定、雨水管等の整備 434m、道路雨水貯留浸透施設の設置 250m、防

災拠点に関連した下水道施設の耐震化の整備及び平成 26 年度に向けた実施設計、非常用自家発電設備の設置を行います。

◆達成状況◆

下水道経営計画(案)の策定及び下水道使用料の見直しに向け、使用料等審議会及び議会に報告を行い意見を求めました。使用料の見直しについては 12 月議会に上程し、可決されました。下水道経営計画については、使用料の見直し及び消費税の改定を反映した素案を作成し、平成 26 年度に策定することとしました。

都市型水害対策として、中原地区に雨水管等(延長 320m)の整備を行うとともに、大沢地区の浸水被害の恐れがある箇所道路雨水貯留浸透施設(延長 318m)を設置しました。

地震対策としては、下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づき、井の頭ポンプ場の非常用自家発電設備の設置を行うとともに、市内の防災拠点 2 か所及び軌道下を横断する管路 5 か所の下水道施設耐震化整備を実施しました。また、平成 26 年度に実施する下水道施設耐震化工事 5 か所についての実実施設計を行いました。

6 都市計画道路整備の促進(3・4・13号(牟礼)及び3・4・7号(連雀通り))

(まちづくり推進課)

■当初計画■

三鷹都市計画道路 3・4・13号(牟礼)は、都道である連雀通りから人見街道までの区間であり、平成 12 年度に完了した人見街道から三鷹都市計画道路 3・2・2号(東八道路)を南北に結び、周辺地域の生活道路に侵入している通過交通を分散し、交通渋滞の緩和と安全性を高めることを目的としています。

今後、引き続き用地買収を進めるとともに、事業の進捗状況にあわせて安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に取り組みます。

三鷹都市計画道路 3・4・7号については平成 21 年 4 月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について事業に着手しました。今後、引き続き用地買収を進めるとともに、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び都市景観の向上等の目的のために、電線類の地中化に向けた取り組みを実施していきます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業を行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めていきます。

「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

■目標指標■

3・4・13号(牟礼)は用地取得率 71%、また 3・4・7号(連雀通り)は用地取得率を 86% とし、電線共同溝の実設計等を行います。

◆達成状況◆

3・4・13号(牟礼)整備に係る用地取得率については、平成 24 年度に協議が整わなかった箇所の買収ができるなど、予定どおり 71%を達成しました。引き続き用地買収を進めていくとともに、電線類の地中化に向け関係機関との調整を行っていきます。

3・4・7号(連雀通り)整備に係る用地取得率については、ほぼ予定どおり 84%を達成しました。また、電線共同溝については、調整会議の開催など、関係機関と調整を幾度か重ねてきましたが、道路内にある支障物件の措置方法など課題も見つかり、引き続き平成 26 年度も調整等継続していく予定です。

7 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進（まちづくり推進課、道路交通課）

■当初計画■

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組みます。三鷹台駅前通りについては、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、都市計画道路の幅員や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、平成 17 年 10 月に策定した「三鷹市道第 135 号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地域（三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約 232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、引き続き用地取得及び電線共同溝の整備工事を行います。

■目標指標■

まちづくり推進地区整備方針の策定に向けて検討し、用地取得率を 89%とし、電線共同溝の整備工事を行います。

◆達成状況◆

三鷹台のまちづくりを進めるため、整備方針の策定に向け、関係地権者と協議を重ねました。また、協議会の活動については、(株)まちづくり三鷹と連携し、支援を行いました。

市道第 135 号線（三鷹台駅前通り）整備に係る用地取得率については、予定どおり 89%を達成しました。電線共同溝整備についても予定どおり完了しました。

8 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進（まちづくり推進課、建築指導課）

■当初計画■

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの生命線となり、復旧・復興の大動脈として重要な役割を果たします。

このため東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を策定し、平成 23 年 6 月に三鷹通りと東八道路の一部を特定緊急輸送道路に指定しました。市では、これらの道路沿道の建築物について、平成 23 年度から耐震診断助成を、平成 24 年度からは耐震の補強設計と耐震改修の助成を行っており、引き続き、これらの耐震改修事業について国・東京都・市共同で助成を行い、耐震化を促進します。

■目標指標■

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、耐震診断については対象建築物数の 100%の完了をめざします。

◆達成状況◆

耐震診断終了 10 件で、前年度と合せて 14 件となり、対象建築物 23 棟の約 61%までの業務が完了したことになります。耐震補強設計については、診断結果に基づき 3 棟が完了しました。耐震診断の期限が平成 26 年度末まで延長されたことを受け、残り 9 棟の建築物所有者に対し、さらなる働きかけを行うとともに、診断結果に基づく耐震補強設計や耐震改修への着手を促します。

9 駐輪場整備基本方針の推進（道路交通課）

■当初計画■

「駐輪場整備基本方針」に基づき、利便性の高い駐輪場の整備や受益者負担の適正化等を進めます。平成 25 年度は、有料化した井の頭公園駅及びつつじヶ丘駅周辺の駐輪場は運営適正化を進めるとともに、今後運営予定の三鷹台駅周辺の駐輪場整備に取り組みます。

また、自転車利用についてもマナー向上や放置自転車対策の推進など総合的な対策に取り組みます。

■目標指標■

井の頭公園駅及びつつじヶ丘駅周辺の駐輪場の運営適正化を推進するとともに、三鷹台駅周辺の駐輪場の整備に取り組みます。

◆達成状況◆

井の頭公園駅及びつつじヶ丘駅周辺駐輪場を有料化するとともに、三鷹駅前周辺地区においては、しろがね通り第2駐輪場を一時利用駐輪場としてオープンし、駐輪場の受益者負担と運営適正化を推進しました。

平成26年度に有料化予定の三鷹台駅周辺駐輪場の整備工事を実施しました。

10 「都市農地保全条例（仮称）」の制定に向けた検討

（緑と公園課、生活経済課）〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業〉

■当初計画■

うらおいのある景観や新鮮な農作物提供などの機能を有する都市農地を守るため、庁内プロジェクト・チームを中心に、保全・活用に向けた「都市農地保全条例（仮称）」の検討を進めます。

検討にあたっては、農業振興計画2022、緑と水の基本計画2022等の各計画との連携・整合を図り、都市農地の制度・課題等を念頭におきながら、まちづくりと連動した「都市農地保全条例（仮称）」の制定に向け取り組みます。

■目標指標■

「都市農地保全条例（仮称）」の制定に向け検討します。

◆達成状況◆

平成24年度に取りまとめた「都市農地保全条例制定に向けた基本的考え方」に基づき、課題等の整理と具体的施策の検討を更に進めました。国による法制度の進捗も見られることを踏まえ、条例化ではなく実質的な保全施策を明確化した「三鷹市農地の保全に向けた基本方針（案）」を3月に取りまとめました。

今後は、方針（案）を基に各関係部署・団体等との調整や説明等を行い、平成26年度中の運用開始を予定しています。

11 三鷹駅南口西側中央地区協同ビル建設事業の支援（まちづくり推進課）

■当初計画■

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、駅前広場と一体的な市の表玄関にふさわしい顔づくりに向けて、みずほ信託銀行周辺協同ビルの早期事業化を支援します。地元地権者による事業化に向けた合意形成状況を踏まえ、総合設計制度の導入やまちづくり条例、開発行為等について指導・助言を行うほか、市道の廃道認定手続きに向けて調整を図ります。

■目標指標■

協同ビルの事業化に向けて支援します。

◆達成状況◆

市は、関係地権者の全員同意が得られたことを受けて、まちづくり条例に基づく手続きを進めました。

また、まちづくり条例、開発行為等について指導・助言を行うとともに、事業地に係る市道第14号線の一部廃止の手続きに向けた調整を行いました。

12 みたかバスネットの見直しの検討（道路交通課）

■当初計画■

みたかバスネットについては、既存ルートについて、現状の利用状況を踏まえながら、地域

公共交通活性化協議会で協議し、より利便性の高い路線の検討を進めます。あわせて、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）へのアクセス等の検討も進めます。

■目標指標■

既存のコミュニティバスルートの見直しについて検討します。

◆達成状況◆

コミュニティバスの既存ルートの見直しについて、基礎調査及び庁内ワークショップを実施するとともに、地域公共交通活性化協議会で協議を行い、具体的な今後の検討事項を抽出しました。

13 公共施設総点検運動による維持管理費の縮減（公共施設課）

■■当初計画■■

ファシリティ・マネジメントの視点から、公共施設の長寿命化をめざした適正で効率的な維持管理を実現するため、公共施設総点検運動を推進します。

平成 23 年度に「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」を設置し、初年度は文化的施設、平成 24 年度は事務庁舎及び図書館の維持管理業務見直しに取り組みました。

平成 25 年度は、特別養護老人ホームどんぐり山、牟礼老人保健施設はなかいどうの福祉関連施設に係る維持管理業務の仕様見直しを行い、公共施設の維持管理費等の経費の削減及びサービスの質の最適化を図ります。

また、全庁で公共施設総点検運動を継続させ、日々の施設管理に活用できるように、庁内研修を実施します。

■目標指標■

公共施設の維持管理費の削減を図ります。

◆達成状況◆

福祉関連施設に係る維持管理業務の仕様見直しを行い、より効率的な管理の在り方の提案を行いました。また、庁内研修を実施し、質とコストの最適化を図る取り組みの継続の重要性を確認し、経常的な取り組みへの移行につなげました。

教育委員会事務局教育部の「運営方針と目標」の達成状況

総務課 学務課 指導課 生涯学習課 スポーツ振興課
総合スポーツセンター建設推進室 国体推進室 社会教育会館 図書館

教育部長兼教育部調整担当部長 山口 忠嗣
教育部生涯学習担当部長 高階 豊彦

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

◇「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、生涯学習基盤の整備や施策の充実により、市民の主体的な生涯学習を支援します。

各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設推進室、国体推進室で構成する事務局と、社会教育会館、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④生涯学習の推進、文化財保護、社会教育団体の育成等、⑤生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理運営、⑥社会教育会館の管理運営、⑦図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源（平成25年4月1日現在）

職員数

- ・教育委員会事務局等職員 183人 他団体からの派遣職員 3人 計 186人
- ・職員比率（正規職員） 教育委員会事務局 186人 / 市職員 1,007人 職員比率 約 18.5%

予算規模

- ・平成25年度教育委員会事務局予算額
一般会計 4,771,925,000円
そのうち人件費を除く事業費の予算額
一般会計 4,325,505,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

コミュニティ・スクールの充実と発展をめざし、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、保護者、地域住民が積極的に学校運営に参画し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築をめざし、各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図るとともに、義務教育9年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図ります。

◇健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進

健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備に向けた取り組みを推進します。

平成24年度に完了した実施設計に基づき、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の建設工事に着手します。また、引き続き、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、効率的・効果的な施設管理とサービスを提供するための管理運営計画の検討を進めます。

◇南部図書館の整備と図書館サービスの充実

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館の整備に向けた取り組みを行い、平成25年11月23日の開館をめざします。

地域の情報拠点の図書館として、市民の要望や地域の課題に応える資料の充実と、ICTなども活用した的確かつ迅速なサービスの向上をめざします。また、みたか子ども読書プラン2022に基づき、すべての子どもが、家庭・地域・学校など、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境の整備と充実に取り組めます。

◇市民スポーツ活動の推進とスポーツ祭東京2013（東京国体）の開催

市民の健康・体力の増進を図り、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる市民スポーツ活動を推進します。また、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業における「健康・スポーツの拠点施設」の整備も踏まえ、「スポーツ推進計画（仮称）」の策定に向けた取り組みを進めます。

「スポーツ祭東京2013」（第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会）について、平成24年度のリハーサル大会の検証結果を踏まえて、国体正式種目3競技、デモンストラーションとしてのスポーツ行事1種目、障害者スポーツ大会1競技の本大会を開催します。

◇安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるよう、引き続き校舎等の建替え、体育館の耐震補強工事、学校校庭等の芝生化を推進します。また、ファシリティ・マネジメントの視点に基づき、学校施設の長寿命化と地域防災機能の強化を図るため、非構造部材の補強、トイレ改修、バリアフリー施設の整備など、計画的な整備に向けた検討を進めます。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

さらに、学校ICT環境の再整備と最適化により、教職員の業務の効率化と情報セキュリティの向上を図るとともに、学校・家庭・地域の情報共有を推進します。

◇教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実

「教育支援プラン 2022 に基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かして、義務教育 9 年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援の充実を図ります。一人ひとりのニーズに的確に応える教育支援を推進するために教職員への研修と、スクールソーシャルワーカー等総合教育相談室職員による福祉・保健・医療等関係機関との連携の推進を図り、0 歳から 18 歳までの乳幼児・児童・生徒等の生活や学習上の困難さの改善と自立や社会参加の促進をめざします。

◇生涯学習プラン 2022 に基づく生涯学習施策の充実

生涯学習プランに基づき、三鷹型エコミュージアム事業を推進するため、大沢二丁目古民家（仮称）の整備に取り組むとともに、大沢の里水車経営農家に係る新たな見学施設の公開や民具の整理を行うなど公開施設の充実に努めます。また、市民文化祭 60 周年及び芸術文化協会 40 周年記念事業を行い、芸術文化の普及を図るとともに、次世代に継承する機会を提供することで、市民一人ひとりが、生涯学習を通して主体的に学ぶ機会を持ち、学んだことを地域に返して活かしていく「学びの循環」の構築を推進します。

◇行財政改革の推進

学校給食の充実と委託化の推進、川上郷自然の村の効率的な運営の推進など、行財政改革アクションプラン 2022 に基づく取り組みを推進するとともに、事務事業総点検運動の継続的な実施を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順になっています。）

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

（指導課）（「ゼロ・アップ創造予算」該当事業を含む）

■ 当初計画 ■

コミュニティ・スクールの充実・発展をめざし、学園評価（検証）や広報活動の一層の充実など、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールの理念を継承・発展するための地域人財の養成・育成に努めます。

義務教育 9 年間の一貫した指導を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図るため、「三鷹市立学校人財育成方針」に基づく教員の人財育成に努め、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえた小・中相互乗り入れ授業や学園研究を通して、積極的な学園内の交流を推進し、学園として一体感のある教育を実施します。

■ 目標指標 ■

市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加を図ります。また、コミュニティ・スクールの充実に向けて学校支援者の一層の活用を図ります。

◆ 達成状況 ◆

市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合は 77.2%、学校支援ボランティアの参加者数は 16,303 人でした。

学園評価（検証）の着実な実施や文部科学省の委託事業を活用した広報活動の充実とともに、各コミュニティ・スクール委員会の組織の現状や活動内容等についての情報を共有し、永続的なコミュニティ・スクールの在り方と活性化に向けて、今後のめざす取り組みの方向性を整理しました。

学園運営や教育活動が、一層効果的かつ系統的にできるよう「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえ、小学校の高学年における一部教科担任制や小・中学校教員の兼

務発令を活かした積極的な学園内の連携・指導交流の推進を図りました。

三鷹市のめざす教育を実現できる教員の人財育成を行うとともに、三鷹ネットワーク大学と連携した学校支援者養成講座を充実し、コミュニティ・スクールを支える学校支援者の養成に努めました。

2健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備に向けた取り組み）（総合スポーツセンター建設推進室、社会教育会館）

■当初計画■

平成 24 年度に完了した実施設計をもとに、平成 28 年度の完成をめざし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の建設工事に着手し、健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備を推進します。また、引き続き、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、効率的・効果的な施設管理とサービスを提供するための管理運営計画の検討を進めます。

■目標指標■

施設整備に着手するとともに、市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、管理運営計画の検討を進めます。

◆達成状況◆

平成 25 年 10 月、施設の建設工事に着手しました。また、最適な施設サービスの提供に向けた管理運営計画について、健康・スポーツ及び生涯学習分野の審議会、団体等との調整を図りながら、市長部局と連携した庁内での検討や類似施設等に係る他自治体へのヒアリングを行うなど検討を進めました。さらに、施設に導入を予定している「健康・体力相談支援システム」や「施設予約システム」などの情報通信システムの構築に向けた検討も行いました。

3南部図書館の整備の推進（図書館）

■当初計画■

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館の整備に向けて取り組みます。建物賃貸借契約の締結、内装工事等を実施し、平成 25 年 11 月 23 日の開館をめざします。開館後は、同財団より郭沫若文庫など貴重資料を無償で貸与を受け、広く市民に公開するとともに、アジア・アフリカ図書館の選書協力による外国語資料やアジア・アフリカ関連資料などの資料の充実、外国語絵本の読み聞かせ、アジア・アフリカ圏の文化に触れる催しなど特色ある事業を実施します。

■目標指標■

平成 25 年 11 月 23 日に南部図書館を開館します。

◆達成状況◆

南部図書館は、内装工事を完了し、30 年間の建物賃貸借契約を締結して、予定どおり平成 25 年 11 月 23 日に開館しました。

滞在型図書館として多様な閲覧席やテラスを設置したことにより、乳幼児から高齢者までがゆっくり過ごせる施設となっています。アジア・アフリカ文化財団との連携により、郭沫若文庫をはじめとする貴重資料の展示や、アジア・アフリカ語学院の留学生によるおはなし会を実施するとともに、オープニングイベントとしてアジア・アフリカ関連の講座・ワークショップ等を開催し、のべ 400 人以上が参加しました。また、登録していただいた図書館サポーターのみなさんにより市民協働で開館準備段階から図書の配架作業、館内装飾及びガーデニングなどの活動を行いました。

4 スポーツ祭東京 2013（東京国体）の推進（国体推進室）

■当初計画■

「スポーツ祭東京 2013」（第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会）の国体正式種目 3 競技、デモンストレーションとしてのスポーツ行事 1 種目、障害者スポーツ大会 1 競技を実施します。平成 24 年度に開催したりハーサル大会の検証結果を踏まえ、円滑な競技運営に努めます。

また、スポーツ祭東京 2013 総合開会式で使用する炬火について、開催気運の醸成を図るため炬火イベントを実施します。他にも市内イベント等で啓発活動を実施するなど、広く市民にスポーツの普及を図り、スポーツ祭東京 2013 を通して交流人口の拡大による地域活性化や観光施策との連携による三鷹の魅力の発信に努めていきます。

■目標指標■

スポーツ祭東京 2013 の円滑な競技運営の実施をめざします。

◆達成状況◆

「スポーツ祭東京 2013」（第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会）が、平成 25 年 9 月 28 日から開催され、三鷹市では、国体正式種目 3 競技、デモンストレーションとしてのスポーツ行事 1 種目、障害者スポーツ大会 1 競技を関係団体や多くの市民ボランティアの協力を得て、円滑な競技運営を行うことができました。

また、スポーツ祭東京 2013 総合開会式で使用する炬火を「みたか商工まつり」において採火するイベントを実施するとともに、コミュニティ・センターまつり等地域のイベントに数多く参加し、大会マスコットキャラクター「ゆりーと」を活用しながら啓発活動に努め、開催競技の普及活動として、パドルテニス教室（384 人）やアーチェリー体験コーナー（208 人）等を開設し、競技参加者と一般観覧者を合わせて約 13,800 人がスポーツに親しみました。

スポーツ祭東京 2013 を通して地域の活性化が図られるとともに、三鷹の魅力を発信することができました。

5 学級数増への適切な対応及び学校規模の適正化に向けた取り組み（総務課、学務課）

■当初計画■

通学区域内における児童数が増加している高山小学校及び井口小学校について、学童保育所の移転を含めた普通教室の確保を図ります。また、今後の市内における児童・生徒数の変動や学級編制基準の見直し等による影響などについて、庁内の「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」において、通学区域の見直しなども含めた総合的な視点から検討を進め、報告書としてとりまとめます。

■目標指標■

学童保育所の移転等に伴う高山小学校及び井口小学校の教室改修工事を実施します。また、「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」の報告書を取りまとめます。

◆達成状況◆

学童保育所（高山小・井口小）の移転に伴い、旧学童保育所の改修工事を実施し、教室数の確保を行いました。

学校規模の適正化については、庁内プロジェクト・チームで検討を進め、様々な要素を勘案しながら、各市立学校の児童・生徒数及び学級数の推計を行う中で、課題の抽出を行い、方向性の確認を行いました。今後、通学区域の見直しや校舎の増築など、総合的な視点から対応策と年次ごとの進め方の検討を行っていくこととしました。

6 学校 ICT 環境の再整備と最適化（総務課）

■ ■ 当初計画 ■ ■

小・中学校に児童・生徒用、教員用として整備している ICT 機器等が更新時期を迎えることから、質の高い学校教育を実現するため、「効果的な授業の実施」、「校務事務の効率化と改善」、「セキュリティ及び信頼性の確保とコスト負担の両立」をめざし、平成 24 年度から 25 年度の 2 か年度で、オープンソースプログラム言語 Ruby を活用した地域活性化に関する共同研究開発についての協定に基づき開発した学校図書館システム並びに校務支援システムなどの再整備を行い、円滑な利活用を進めるとともに、適切なコスト負担等を含む最適化を実施します。

また、教職員を対象としたシステム等の操作方法等の研修を実施し、利活用の推進を図ります。

■ 目標指標 ■

学校 ICT 機器等の整備・更新を完了します。

◆ 達成状況 ◆

PC 等機器の更新、学校図書館システム及び学校用 CMS（コンテンツ管理システム）の更新が予定どおり完了するとともに、データセンタ及びクラウドサービスの活用による信頼性向上を図ることができました。学校図書館システムについては、従来のシステムに比べ操作性が向上するとともにコストの低減が図れました。事業者の辞退により更新を見送った校務支援システムについては、平成 26 年度に機器の更改を行います。

7 教育支援プラン 2022 の推進と総合教育相談室事業の充実（学務課）

■ ■ 当初計画 ■ ■

教育支援プラン 2022 に基づき、乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成、活用を図るとともに、学校管理職、教員等への質の高い研修を実施し、児童・生徒の将来を見通した指導・支援を推進します。

スクールソーシャルワーク体制の整備・推進により福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるとともに、教育・就学相談事業及び学習指導員派遣事業等の総合教育相談室事業が、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かして効率よく活用されるよう充実に図ります。

■ 目標指標 ■

個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成と学校管理職、教員等への質の高い研修を実施します。スクールソーシャルワークの充実に図るとともに教育支援推進委員会において教育支援プラン 2022 の推進状況を検証します。

◆ 達成状況 ◆

教育支援プラン 2022 の推進を図るため、「個別指導計画・個別の教育支援計画作成のガイドライン」の簡易版を作成し、全教員に配布しました。これにより、共通の様式を用いた児童・生徒の実態把握と特性に応じた計画の立案・実施が的確に行えるようになりました。

夏季を中心とした教員等への教育支援関係の研修会を実施し、学校における教育支援の充実に図りました。また、学校管理職が教員に対し、適切な指導が行えるよう、管理職研修の充実に図りました。

教育相談員・スクールカウンセラーを活用したスクールソーシャルワークについては、配置体制を 3 人に拡充したことにより、ニーズに対し迅速に対応を行えるようになり、関係機関との連携件数が平成 24 年度（109 件）の約 1.5 倍の 161 件に増加しました。

教育支援推進状況調査を全小・中学校において実施し、教育支援プラン 2022 の推進状況の検証を実施しました。

8 学校給食の充実と効率的運営（学務課）

■当初計画■

安全でおいしい学校給食と効率的な運営を推進するため、新たに第二中学校で給食調理業務の民間委託を実施します。また、委託開始から5年目を迎える第六小学校及び平成26年度から新規委託予定の北野小学校と第六中学校について、事業者の選定を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、安全でおいしい給食の充実と効率的な運営を図ります。

■目標指標■

給食調理業務について、平成26年度から新たに2校での委託実施に向けた準備を行い、委託校を計12校とします。

◆達成状況◆

新たに第二中学校で給食調理業務の民間委託を平成25年4月より実施しました。また、委託開始から5年目を迎える第六小学校及び平成26年度から委託を開始する北野小学校と第六中学校の事業者の選定を10・11・12月にプロポーザル方式により行い、業者を決定しました。

平成25年度から委託を開始した第二中学校に保護者、学校、委託業者、教育委員会職員で構成する「学校給食運営協議会」を設置し、7月に第一回の会議を開催しました。第二中学校を含む他の給食調理業務委託校の「学校給食運営協議会」についても1・2月に会議を開催し、良好な委託運営状況を確認し、安全でおいしい給食の充実と効率的な運営を図ることができました。

9 三鷹中央学園第三小学校の建替え（総務課）

■当初計画■

耐震性能の確保及び地域防災拠点としての安全性を高めるとともに、教育環境の整備を図るため、第三小学校校舎の建替え工事を実施します。平成25年度は既存校舎の解体、校庭・外構整備を行い、建替え工事を完了します。

建替え工事にあたっては、児童の安全確保の徹底を図るとともに、学校生活への影響をできる限り軽減するよう努めます。また、国・東京都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

■目標指標■

既存校舎の解体、校庭・外構整備工事を行い、年度内の建替え工事の完了をめざします。

◆達成状況◆

第三小学校建替え事業は、当初の計画どおり既存校舎の解体・校庭整備等を行い、平成26年3月中旬の竣工をめざしました。

想定外の大雪により、一部遅れが生じたものの、児童への安全に配慮しながら工事を進め、3月下旬に竣工することができました。

工事全体の完了により、校舎完成と校庭の芝生化など、良好な教育環境を実現することができました。

10 学校体育館の耐震性の確保（総務課）

■当初計画■

平成23年度から24年度にかけて実施した耐震診断内容再調査の結果に基づき、耐震補強工事が必要となった学校体育館について計画的に耐震補強工事を行います。平成25年度はのうち2校の耐震補強工事实施設計を実施します。

■目標指標■

学校体育館（2校：第五小学校、南浦小学校）の耐震補強工事实施設計を実施します。

◆達成状況◆

学校体育館耐震補強工事が必要な6校のうち、第五小学校、南浦小学校の2校について実施設計が完了しました。平成26年度は、この2校の学校体育館耐震補強工事を実施し、残る4校（第三小学校、中原小学校、北野小学校、第六中学校）についても実施設計を行い、国の指針である平成27年度耐震化率100%に向けた安全・安心な学校づくりに取り組みます。

11 川上郷自然の村の効率的な運営の推進（総務課）〈「ゼロ・アップ創造予算」該当事業を含む〉

■当初計画■

「三鷹市川上郷自然の村」の利益率向上と一層の効果的な運営を図るため、指定管理者との連携強化による広報活動の充実とともに、集客につながる魅力ある自主事業を実施します。また、平成26年度以降の指定管理者の指定にあたっては期間を3年とし、施設の運営状況等を検証しつつ、継続して今後のあり方を検討します。

■目標指標■

利用者層を意識した効果的なPRや魅力ある自主事業の実施により一般利用者数11,000人以上をめざします。

◆達成状況◆

一般利用客の利用実績については、上半期は平成24年度を上回る利用者数でしたが、2月の大雪の影響もあり、目標の11,000人は達成できず、10,167人とどまりました。一方、10・11月の閑散期に実施した各種ツアーが好評だったことや、大学等へのPR活動の成果として、3月にこれまで利用実績のない新たな合宿利用（のべ300人超）があったことなどから、今後は、団体客の利用の増加が見込まれ、一定の利用者拡大が期待できるところです。

また、次年度は、厨房事業の見直しを中心とした経費削減策を実施するとともに、自然教室実施プログラムの検証や代替施設の実地踏査の実施、施設の管理形態の検討など校外学習施設のあり方について、引き続き検討を行います。